ハンセン病問題に関する事実検証調査事業 第18回ハンセン病問題検証会議

2004.6.16(水)

【金平座長】 午前に引き続き、午後の会議を始めたいと思います。午前中はどうもお 疲れさまでございました。

それでは、午後はまず4人の方から聞き取りをさせていただくことになっております。 ご用意いただいている方が4人ございます。4人の方、どうぞよろしくお願いいたします。

まず第1番目に、志村さん、ありがとうございます。志村康さんでございます。早速でございますが、どうぞお話をお願いいたします。お話を伺いましてから、検証会議委員のほうからいろいろとまたご質問させていただきたいと思いますが、それにもどうぞよろしくお願いいたします。

【志村】 こんにちは。志村です。検証委員の先生方、きのうから暑い中を大変ご苦労さんです。

最初に、陳述書を朗読いたします。

私は、昭和8年1月23日、佐賀県で生まれ、昭和23年3月23日に菊池恵楓園に入 所しました。昭和37年に菌が陰性となり、昭和38年、社会復帰の準備をして社会に出 ました。その後、治療のために平成2年から恵楓園に再入所して今日に至っております。

藤本事件についてお話しいたします。

昭和26年8月、藤本算宅にダイナマイトが投げ込まれる事件が起こりました。昭和27年6月、菊池恵楓園で開かれた熊本地裁の出張裁判で藤本松夫さんが有罪の判決を受けました。その1週間後、藤本さんは拘置所から逃げ出しました。それから3週間後の同年7月、藤本算が殺されるという事件が起きました。藤本さんが逮捕されたとき、私は、犯人かもしれないし、そうでないかもしれないと思いました。

昭和28年12月から昭和29年8月29日まで、合計5回の公判が恵楓園及び医療刑務所で行われました。当時の自治会会長の増重文さんと2人の入所者が、出張裁判を1回見に行ったときのことを話してくれました。どうも様子がおかしかったと増さんは言っていました。そのときには検察側証人として菊池署の警官が証言したのですが、警察官が汗をふきふき、しどろもどろで、傍聴席には何を言っているのか聞き取れないような弱々しい声の証言が続いたということです。藤本さんは堂々として、何ば言いよっとか、すらごと言うな すらごとというのはうそということです と言っていたということであります。どっちが犯人なのかわからない、警察が言っていることのほうがおかしいのではないかというような裁判だったという印象を述べられておりました。なお、この増重文さん、後で出てきます入江信さんは私と同室であったということを申し添えておきます。

しかし、昭和28年8月29日、藤本松夫氏に死刑宣告が言い渡されました。これを受けて、藤本松夫の救援運動が自治会を中心に立ち上がりました。自治会役員だった入江信

さんが中心となり、公正裁判を求めて運動が始まりました。全患協も運動に取り組むこと を決議しました。

私が藤本松夫と知り合ったのは、音楽部の慰問演奏で刑務所に行ったときのことです。 それから藤本さんに会うようになりました。よく面会に行くようになったのは昭和35年 ごろからではなかったかと思います。それ以前は、私が入退院を繰り返していましたので、 文通をしておりました。手紙の内容は、娘さんのことを書いたり、健康状態を書いたりし ておりました。面会のときには藤本さんはいつもにこにこしていました。面会中は事件に 関することを話すと刑務所の職員に注意されるからということで、事件の話はあまりしま せんでした。

再審請求が却下された後、全患協は減刑運動をやろうと考えました。このことについて 藤本さんに報告に行きました。そうしたら藤本さんは、減刑ということであれば有罪を認 めたことになる、罪を認めたことになると言っていました。藤本さんは裁判所への絶大な 信頼がありました。裁判所できっと真実を認めてくれると信じていました。高裁にいけば きちんと調べてくれて無罪になる、最高裁にいけば今度こそ無罪にしてくれるだろうと言 っていたそうです。この話も入江信さんが、実はきょうここでお話しされるのには、入江 さんが最もかかわり合いが大きかったわけですけれども、伏せておりまして、その代役と して私が務めております。しかし、その思いはかないませんでした。

3回目の再審請求のとき、藤本さんは初めてアリバイを主張しました。それまでは親族に迷惑をかけるということで主張していなかったのです。親戚のおじさんにアリバイの証言を頼んだということも、いろんな雑誌でも報道されております。アリバイの証言を頼むことさえはばかられる社会状況にあったことは、熊本地裁の判決で皆さんご存じのことと存じます。

昭和37年8月25日、26日に、救う会本部を中心として40名ぐらいが参加して現地調査が行われました。私も参加して現場を見に行きました。この調査について藤本さんに報告に行ったのですが、藤本さんはにこにこして喜んでおりました。同年10月にも次の調査を行う計画が持ち上がっていました。

そんな中で、同年9月13日、私は藤本さんに面会しました。藤本さんの娘さんが熊本市内の高校を中退するという問題が起きて、後を埼玉県飯能市の国民救援会が引き受けるという決定が自治会のほうに来ました。そのことを藤本さんに報告に行った。藤本さんは喜んで、いろんなことで談笑し、高らかに笑った。それが今も忘れられない思い出になっております。その後に再審却下の通知が来たということです。

翌日、9月14日の朝に藤本さんは福岡刑務所に移送され、その日に死刑が執行されたのです。9月14日の午後、私は藤本さんの弟さんと恵楓園内の中央道路で会いました。弟さんは、これを見てくださいと言って電報を差し出しました。「14ヒマツオシス」と書いてあるではありませんか。きのう会って、にこにこして話したばかりです。何でと胸が張り裂けそうでした。何でそんなひどいことをするのかと思いました。死刑執行の判こを

再審却下決定の前に押しているなんてひど過ぎます。

死刑執行の前夜にはタイの尾頭つきが出るという話を聞いたことがございますが、藤本さんの場合にはそれはなかったのだろうと思います。前夜の夜中に執行の通知書が来ているのですから、藤本さんはだまされたように連れていかれたのではないかと思われてなりません。と申しますのも、再審には初めてアリバイを主張しました。そのことによって福岡刑務所に移送されるということは、福岡高裁の証言台に立つことがやっとかなうんじゃないかと彼は思っていたと思います。死刑を言い渡されながらも、裁判所を信じていた。だから彼は受け入れて行ったのではないかというふうに入江信さんも言っておりました。

関原弁護士は、福岡刑務所に移送されるということは死刑執行の可能性があるので、鉄格子にしがみついてでも出ていくな、腕がもげても出ていくなと藤本さんに再三言っていたということでございます。執行されたことを聞き、関原弁護士は、あれほどしがみついておけと言ったのにと悔しがっておりました。

この藤本事件の背景には、菊池恵楓園に刑務所をつくるという話と、1,000床増床計画の話がありました。昭和26年11月には、プロミン治療による軽快退所第1号が恵楓園を出ていきました。それで自治会は増床について反対していました。増床したものの患者が増えないので、患者を入れるようにという療養所の要請、厚生省の指示によって、県は患者への入所勧告を行ったのです。そんな状況のもと、藤本さんは入所勧奨を受けました。療養所に行けという通知を受け取ったものの、藤本さんは逃げて、北九州で日雇いの仕事をしていました。九州大学で診断してもらったらハンセン病じゃないということで、殺されました藤本算さんともども喜び合った。喜び合って美酒を交わしたということを聞いております。

その後、ダイナマイト事件が起きました。藤本さんは嫌がっていた恵楓園の拘置所に収容されました。藤本さんの家族が保釈金を積んで保釈請求をしようという動きもありました。しかし、当時の恵楓園園長が保釈しても恵楓園に入らんといかんと言ったのです。藤本さんはこれを聞いて絶望し、母親と娘に会ってから死のうと思い、拘置所から逃げ出したのであります。

藤本さんが病気であったかどうか、私たちは知りません。少し顔の一部が赤かったなと言う人もいます。何も障害もありませんでした。大きな体で健康そのものでした。そんな状態の人だったから、社会復帰させるべきでしょう。それなのにハンセン病として扱われ、社会復帰できないのです。そんな人間をなぜ殺す必要があったのでしょう。らいとして差別され、殺人犯として扱われ、二重に苦しみを味わわされたのです。藤本さんは病気も治っていたと思います。彼自身も自分は治っているということを書いております。そんな人間をほんとうになぜ国は殺したのでしょうか。医療刑務所から出して普通の刑務所に入れることもできたと思います。そうすれば、せめて病気が回復したということで救われたと思います。

法は社会の道徳の基本と言われますが、病気が回復していれば、回復したものとして扱

われ、私は治りましたと手紙を出したり、堂々と胸を張って言えるような扱われ方をして 当然だと思います。それができないのでは法のもとにあるとは言えないと私は強く思いま す。

平成16年6月16日、志村康。

あとは先生方の質問に答える形で内容を深めていきたいと思います。ありがとうございました。

【金平座長】 どうもありがとうございました。大変貴重なお話をしていただきました。 それでは、早速、皆様からの質問でお答えくださるということでございます。よろしく お願いいたします。

では、鮎京委員からお願いします。

【鮎京委員】 恵楓園と医療刑務所で裁判が行われたとありますけれども、当時聞かれた話でもいいんですけれども、どういう場所で、どういう法廷のつくり方になっていたのかというのと、そこの傍聴をするのはだれでも自由だったのか、それとも何か制限があったのか。

【志村】 まず、制限のほうはよくわかりません。だけど、私は当園にいましたけれども、そういう裁判があるということは知らなかった。先生の後ろのほうは一段高くなっています。そこに裁判官が席を置き、その前に藤本さんがいて証言するという形をとったようです。その場所は、今、中央広場になっております。あそこに慰安所というのがありました。傷痍軍人の方、兵役についた方は、これは名前がいかんというふうに言っていました。それが、いわゆる問題になりました従軍慰安婦の慰安と同じ慰安所という名前をつけてと。そういう忌まわしい思い出はあります。

【鮎京委員】 そうすると、裁判が行われるということは一般的には園の中の人たちはだれも知らなかったということ、そうすると、自治会長さんたちにはどういう形でその情報が入ったんですか。

【 志村 】 それは、今は福祉士と言っていますが、当時は患者係、そこのほうから話があったらしいということです。

【金平座長】 宇佐美さん、お願いいたします。

【宇佐美委員】 ご苦労さんです。

当時、いろいろと情報がはっきりしないんですけれども、裁判長も消毒した調書をピンセットでゴム手袋をしてやったというようなうわさがあるんですが、そういう情報はありませんでしたか。

【 志村 】 そのとおりでして、藤本さんの裁判長自身が法衣じゃなくて白衣を着ている、 予防着を着ている、そういう状況だったというふうに聞いております。

【宇佐美委員】 そうすると、検察官は調書をとるときにどのように藤本さんと対話して調書をとったか、また、警察署はどのようにしたかというようなうわさは、非常に偏見に満ちた取り扱いのように思いますけれども、裁判官さえそのようなことであれば、現場

の警察官とか、また検事たちはどのようにあったか、同じようなことをやったかどうかと いううわさはどうですか。

【志村】 ダイナマイト事件に関しては、よくわかっていません。しかし、殺人事件については、これはもう、現在では考えられないようなことが現実に行われた。現地調査をしましたけれども、山間部ですので、馬蹄形になった、そういうところに藤本さんは追い込まれた。そして道の上から4発のピストルを撃った。それが尺骨のところに当たるんです。ここが複雑骨折であります。その弾を、菊池市になっていますが、隈府というところにありますノブオカ病院で手術をするんですが、麻酔をかけて、痛い痛いとものすごく言う。藤本さん自身も時々気を失う。気が薄れていく。記憶が薄れていく。そういった中で書かれたのが供述調書なんです。

後から藤本さんにいろいろ聞き取りをやるわけですけれども、それは格子の向こうから 検察のほうが聞き取りをやる。そして、藤本さん自身は小学校2年までしか行っていない。 そういうことで調書が書かれても、私は読めませんと。そうしますと、書いてあるところ の上に白い紙を乗せて、そこに名前を書けと。藤本さんは右手の尺骨が粉砕している。そ こに名前を書けと。だから、書けないと言う。それで、みんなが寄ってたかって拇印を押 させた。そして供述調書が成り立った。そういうことが、格子の向こうにおるときも同じ ように拇印だけ押させて、それはひどい供述調書がとられたということです。

【宇佐美委員】 そういたしますと、憲法のもとに平等な形で、ハンセン病患者として、 障害もない藤本松夫さんが、非常に普通の偏見に満ちた取り扱いで、初めから死刑にする ための手段として調書をとられて、また、裁判官のほうも偏見に満ちた状態で、1回だけ ちょろっと見ただけで終わってしまったというふうに第一審は思われるんですが、私はそのように聞いておるんですが、どうですか。

【志村】 そのとおりだと思いますね。初めから犯人は藤本松夫であるということが既定の方針になっていたというふうに思います。何よりも検証会議の皆さんにお願いしたいのは、藤本松夫さんはほんとうにハンセン病であったのかどうか、私は疑いを持っています。関原先生が2002年、いわゆる40回忌でお見えになりました。そのときにお聞きしたら、確かに九州大学で診察して、そして病気ではない。別府のほうの大学でも診てもらった。そういうことを関原先生はおっしゃった。それをどうして、だれが、どこで診断をして恵楓園に入れというふうに言ったのか、そこのところをできることなら明らかにしてほしいというふうに思います。

【宇佐美委員】 ありがとうございました。

【金平座長】 光石委員、お願いいたします。

【光石委員】 最初の鮎京委員の質問に戻って恐縮ですが、法廷の場所は、この恵楓園の中の中央広場にあった慰安所と、あと医療刑務所でも法廷が開かれたと、そういうことですか。

【志村】 はい、そういうことです。

【光石委員】 恵楓園の中では、傍聴者として志村さんがご存じの方は毎回何人か必ず おられるんですか。

【志村】 いや、そういうことではないと思います。

【光石委員】 そうすると、増自治会長が傍聴されたかどうか、それははっきりしているんですか。

【志村】 恐らくダイナマイト事件のときではないかというふうに思いますが、当人が、 そのときは傍聴したと言っております。その後のことについてはわかりません。

【光石委員】 医療刑務支所というのは、あの建物の中で、今できている建物はちょっと新しいようですけれども、もう少し古い建物の中で行われて、そのときも恵楓園からどなたか傍聴に行かれたんですか。

【 志村 】 行ったときもあるし、そうでないときもあるようです。はっきりしないんです。

【光石委員】 そうですか。それから、拘置所から逃げ出されたというんだけど、拘置 所というのは普通の拘置所だったんですか。

【 志村 】 いえ、監禁室がございますね。あそこの南側に今は新しい給食棟が建っています。その南側にみすぼらしい拘置支所があったんです。

【光石委員】 拘置支所が恵楓園の中にあった。そこから逃げ出したということですか。

【志村】 はい。そこは檜山の中でして、外の方とは、本館の方にはけもの道みたいな小さな道があって、中のほうに拘置支所があった。だから、外からでは見えない、そういう場所にあった。

【光石委員】 ありがとうございました。

【内田副座長】 ありがとうございました。

藤本事件については、いろんな問題点が多数あると思うんですけれども、そのうち幾つかご質問させていただきたいと思います。

1つは、今おっしゃったように、裁判所側にも問題があるし、検察、警察にも非常に問題があるのみならず、法務省にも問題がある。のみならず弁護士のほうにも非常に問題があるというふうに思うんです。一審の記録を読ませていただきますと、形だけ弁護士がついているんだけど、全く弁護していない。反対尋問をしていない。証拠について争いさえもしていない。現場検証にも行っていない。という意味で、まさに全く弁護がなされなくて死刑判決が出たという意味では、日本の弁護士史上一大汚点の一つと言っても過言ではないということが言えると思うんですけれども、そういう意味で、救う会とか支える会というようなことをおやりになった中で、弁護士の方々とご相談になったとか、弁護士の方々はこの事件についてどういうふうなことをおっしゃっておられたのかについて少しお話しいただければというのが1点ですけれども。

【志村】 一番自治会が相談していたのは、坂本代議士ですね。坂本泰良先生は、中央 大学の教授でもあった。法学部の教授です。その方にいろいろ相談していた。とにかく大 臣が交代するときが一番危ない、だから、そこは気をつけろというような話も坂本先生からお聞きしておりました。処刑後、法務委員会で坂本先生が中垣法務大臣に対して質問をされております。それは国会の中に議事録として残っております。ほんとうに官選弁護人といえども、どういう弁護をやるかと。本人と会っていないんですね。本人と会わずに弁護をする。これほど差別が、私たち側から言わせれば、人間として見ていない、患者としてしか見ていない、そう思えて仕方がないんです。患者とされた藤本さんはほんとうに病気だったろうか。藤本さん自身も、薬はDDSを飲まされているというふうに言っていました。

しかし、私は、ずっと面会に行くたびに、これだけ底抜けに明るい人が犯人であるわけがないというふうにだんだん思うようになりました。ほんとうにできることなら再審をやってもらって、明らかにしてほしいと思います。現在でも、やっているか、やっていないかじゃないんです。公正裁判という、そのことの延長線上でやり直してほしいという思いと、熊本地裁判決を受けて、あの裁判全体を見直すということがないと、これは汚点を残してしまうのではないか。熊本地裁判決ですばらしい判決を得た。しかし、裁判の過程で、藤本を問わずに何が裁判かという意見もあったことは事実なんです。積み残している問題の一つに藤本事件があるというふうに私は思っております。

【内田副座長】 もう一つの質問は、出張裁判という、先ほどからご質問が出ているところなんですけれども、日本国憲法のもとで刑事裁判というのは、裁判所において裁判を受けるという権利が憲法で保障されているところですけれども、藤本さんの場合には、裁判所において裁判を受ける権利というのを全く保障されずに園内裁判という形で、ほとんど傍聴席にも傍聴人の方はいらっしゃらないという状態で裁判をされたということは非常に大きな問題点だろうと思います。そういう意味で、志村さんのほうから公正ということが欠けていたのではないかというようなご指摘につながっているところだろうと思います。

その当時、最高裁判所は藤本事件について、熊本地裁に対して出張裁判してよろしいというふうに言っているという意味で、最高裁判所の決定自体が当然俎上に上がってくるんだろうというふうに思うわけです。ただし、そのときに、裁判所のほうも、学会のほうも、弁護士会のほうも、出張裁判について、ほとんど憲法違反だという意識はなかったということに非常に大きな問題があって、それが藤本さんに対してああいう判決を出さしめたということにつながっていくんだろうというふうに思うんです。という意味で、先ほど志村さんがおっしゃったように見直すという場合には、出張裁判を憲法違反だと思わなかったということ自体が現在是正されているかどうかということも含めて検証していかなきゃならないと思うんですけど、その点について少しご意見とかお考えがあればおっしゃっていただけますか。

【志村】 裁判というのは公開が原則なんですよね。新聞記者も何も入っていないですよね。報道されていないし、そのことは事実だろうと思います。公開されない裁判というものはあってはならないですよね。でも、最高裁判所までが出張裁判を認めるということ

で、公開もしない。そのことが認められているということは、私たちは日本国憲法から、 ハンセン病という病名がつけられた、そのことによって除外されて、憲法の外に置かれて いたという事実を何よりも物語るものではないかというふうに思います。

【内田副座長】 私個人はこういうふうに思うんです。つまり、通常の再審というのは、有罪となったけれども、無罪となる証拠が新しく出たので裁判をやり直すと。新しくやり直すとすれば無罪になる。これが普通の再審だと思うんですけれども、藤本事件というのは、そういう通常の再審ではないと思うんです。どういうことかといえば、本来憲法が想定していない憲法違反の裁判をした。その結果、死刑になった。だから、新しい証拠が出るとかどうこうと関係なく、憲法違反の裁判自体を見直したときにどうなんだというふうに個人的には思うんです。

【志村】 中垣法務大臣は一応7時間かけて読んだというふうに言っていますが、私は眠っていたんだろうと思います。そうしか言いようがない。再審はしているんだけれども、これは明らかに却下されるに違いないと思って、裁判所の決定より前に法務大臣が判を押した。こんなあほなことが許されていいものかどうか。日本のいわゆる法曹のあり方、三権分立というもの、どだいこれはまだまだ未成熟ではないかというふうに私は感じとっております。

【金平座長】 鮎京委員、どうぞ。

【鮎京委員】 すみません、さっき聞いたのに。もう一点教えていただきたいんですけれども、3回目の再審請求のときに初めて藤本さんはアリバイの主張をされた。無罪を主張する被告人がアリバイの主張をできないというのは大変なことだと思うんです。それで、弁護士も、私も弁護士ですが、本人を弁護するときにアリバイの主張ができない、あるいは、親族への配慮があって、そして、被告人質問も突っ込んだ話ができないということになると、弁護士の弁護活動も非常に難しいものになって、制限されたものになってくると思うんですが、裁判でアリバイの主張ができない、そういう状況であったということについて志村さんはどのような考えだと思っておられますか。

【志村】 藤本さんは、逃走しますね、脱走します。その間、人間、食べないわけにいかないわけです。それで、いろんなことを読んでいますと、フラフラになって、よく夜陰に紛れて、とにかく腹が減っているから、ご飯をくれ、そして釜いっぱいのご飯を炊いてもらって、それを抱えて、お握りにして、厩の上のわら置き、そういうところに寝起きをする。また捕まるかもしれんというので、今度は別のところに行ってご飯をもらう。また、お金をもらう。そして逃げ回る。一族からハンセン病の患者が出たという屈辱というふうに親族は受け取っております。そういう中で脱走した、脱獄した、そういう人にご飯を食べさせた。そのことは犯罪に問われるわけですから、そのことも重々承知の上で藤本さんは親族をかばい続けた。

それと同時に、裁判所というものにものすごく彼は信頼感を置いて、裁判所がほんとう に調べれば、自分がアリバイをしなくても自分は無罪になる、そういうふうに裁判所を信 じて、そして、最終的には裏切られてしまう。むごい話だと私は思っています。

【鮎京委員】 それが3回目の再審請求のときには、ためらっていたんだけれども、アリバイの主張をするという方針にされたというのはなぜだと思いますか。どういうきっかけがあって......。

【志村】 結局、自分自身も、老い先短い母親に対して、ごめんなさいと同時に人並みの暮らしをさせてやりたいということと、事情はあったにしろ娘さんが熊本市内の高等学校を追われるという状況が出て、これはやっぱり自分が帰らないと、娘のためにも、お母さんのためにも、そして親族のためにも、自分が治って帰ることによって一族の汚名が晴れるんじゃないかという思いが強かったのではないかと私は思います。

【金平座長】 では、和泉委員。

【和泉委員】 医学的な側面からちょっと聞きたいんですけれども、藤本さん自身は恵 楓園でハンセン病の診断を受けているんですか。

【志村】 いろいろ書き物があるんですが、中には、昭和17年にその当時の医務課長が神経らいの軽症だというふうに診断したということを書いてあるのもある。現物は見ていないけれども、しかし、何でそこに昭和17年当時に藤本さんが診察を受けたんだろうかというふうに私には思われます。兵隊検査のときに受けたというならわかるんですけれども、どうもその辺がはっきりしない。ただ、役場に何か登録されていたのではないか。そのことを、藤本算という衛生の吏員ですよね、その人がその名簿を見つけて藤本松夫さんに恵楓園に診察に行けというふうに勧めたというふうになっています。

【和泉委員】 そうすると、このダイナマイト事件の前後というか、その前のときに藤本さんは恵楓園で診察を受けていますか。

【志村】 受けておりません。

【和泉委員】 受けていないんですか。入所勧告をしたという話なんですけれども、入 所勧告は.....。

【志村】 その後ですね。

【和泉委員】 それは県のほうがしたんですか。

【志村】 そうです。園のほうが県に申し出て、県のほうが通知を出した。それには、 後のほうで、早く入らないと後は岡山のほうに送られるかもしれないという勧告書もある ようです。

【和泉委員】 そうすると、園のほうが言い出されてということなんですけれども、園のほうの根拠というのは、昭和17年に志賀先生が軽症の神経らいだと言ったという、そういうことだけなんですか。

【志村】 だと思います。実は、さっき私の言った36寮に18人いました。私は昭和23年に恵楓園に入ってきました。そうしますと、昭和25年だったと思いますが、私の知らない人なんですが、その人は一時期恵楓園にいて、この人は完全に自然治癒ですね、どこも悪くない。帰っていったんです。出身はどこかわかりませんけれども、社会復帰を

園長が正式に許可している。その人が1,000床拡張のときに恵楓園に連れてこられた。 衛生課の働きかけですね。役場のほうが行けと。それで、さっき言った増自治会長を中心 として園に対して抗議をやって、彼は2カ月ぐらい恵楓園にいたでしょうか。また社会復 帰が許されたということがありますものですから、ひょっとしたら志賀園長が診察したと いう記録が残っていたかもしれないというふうに思います。

【和泉委員】 病気かどうかはこの事件のときには非常に重要なものではないのかもしれませんが、九大なら九大が違うという診断を下した、それより以前に恵楓園のほうがハンセン病だという診断をしたのであれば、その記録が残っていないかとちょっと思ったんです。

【 志村 】 私も、だから、さっきほんとうに藤本さんがハンセン病であったかどうかということをぜひ調べてほしいと言ったのはそのことなんです。

【和泉委員】 それで、園のほうの返事は何だったんですか。

【志村】 わかりません。検証会議の皆さん方にお願いする以外にないと私は思っています。

【和泉委員】 園のほうの記録だったら残っているんじゃないかと思うんですけど。昔から診察記録は全部、患者リストもありますし、そのときのあれで、入らないでどうこうというような場合は別ですけれども、正式に園のほうが診断をつけたということがあれば、古い記録を探せば出てくるんじゃないかと思って質問したんです。

【 志村 】 とにかく他人のカルテとか、そういうのは一切私は見ることができない立場におります。

【金平座長】 和泉先生、よろしゅうございますか。

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

それでは、志村さん、どうもありがとうございました。ここ恵楓園において、藤本さんともいささか関わられた志村さんから直接いろいろなお話を伺うことができました。ありがとうございました。私どものほうにもいろんな投げかけがございますので、十分心してこれからの検証を進めてまいりたいと思います。ありがとうございました。(拍手)

【志村】 どうもありがとうございました。

【金平座長】 それでは、2番目に、坂本克明さんでございますね。坂本さんでいらっしゃいますか。

【坂本】 坂本です。検証会議の皆さん、ご苦労さんでございます。

【金平座長】 どうもありがとうございます。順番を間違えまして、失礼いたしました。 坂本さんから今度はお話を伺いたいと思います。同じように初めにお話をいただいて、 後で質問をお受けいただきたいと思います。よろしくお願いします。

【坂本】 それでは、陳述書を読みながら、多少説明を交えて申し上げます。

私は昭和7年に熊本に生まれました。熊本の出身でございますが、昭和28年ごろから キリスト教会にかかわるようになりまして、昭和32年に結婚しますと同時に、日本アッ センブリー教団という小さな教会でございますけれども、熊本市の本荘町に伝導所を新し く開設いたしました。

この当時、私どものこういう働きに積極的に韓国出身の一人の伝道師が協力してくれました。この人は戦後までやくざの親分だった。それが改心しまして、自分で勉強して伝道師になった人ですけれども、非常に日本に協力した在日韓国人というのは排斥されまして、そういう差別があったものですから、私どものほうに積極的に協力してくれた。

ところが、この人を通して、いろいろな逃亡者とか犯罪者、そういった者も時々連れてくるんです。皆さんご存じのように、終戦直後に神戸刑務所で暴動が起こりまして、350人の者が脱走しました。今もって80人の者が捕まっておりません。それからやがて60年たつんですけど、そういう者も来たんです。それから、また指名手配の者、逃亡していた者、そういった者が、この人は昔やくざだったからというようなことで頼ってくるんですね。そういった者を何人も私は自首させました。それから、また、何と高校のときの同級生が殺人を犯しまして、また熊本刑務所に収容されるというようなこともございまして、いきおい自然に刑務所に対する伝導というのが始まりました。

私が刑務所にしばしば行くものですから、別にそのときは熊本刑務所の教誨師であったわけではないんです。ただ、教育課長さんが、あなたがそんなにいろんな犯罪者の関係があるならばあちこちに行ってくれと言われまして、小倉の城野医療刑務所、福岡刑務所、大分刑務所、長崎刑務所などに招かれて行きまして、全体の受刑者に講話をするというようなことがしばしばございました。特に、藤本さんの事件当時、熊本で非常に話題をさらったのは、玉名の吉次峠の女社長殺しというのがあって、これは犯人のAというのがたちまち逮捕されまして、そして、死刑の宣告、死刑が確定いたしました。私は福岡刑務所に本人をたびたび訪問しております。いわば刑務所伝導といいましょうか、そういったことは非常にやっておりました。

ところが、昭和36年になりまして、菊池医療刑務所には教会関係者はだれも行っていないから行ってくれと言われたものですから、36年6月に菊池医療刑務所を訪ねまして、 吉永所長も大変喜んでくださって、毎月1回来てくださいというようなことで、私は36年6月から毎月1回菊池医療刑務所に行くようになりました。

それは前の古い刑務所でございまして、刑務所の中に裁判所の支所がございました。私はしばしば暇なときには傍聴いたしました。さっき傍聴席があったかというお話ですが、そうですね、5人分ぐらいありましたね。傍聴する者はだれもおりませんでした。私が行けば私1人で、わりあいに証人喚問するような、そういう事件ではなくて、自転車を盗んだとか、ほかの人のお金を失敬したというような事件が非常に多うございましたけど、何回も熊本地方裁判所菊池支所という看板のところに行ったことがございます。小さい部屋で、裁判官と、検察官と、国選弁護人と、それと被告席があって、私が座ると、それだけでいっぱいになるような小さな部屋に裁判所という看板がございまして、そういうところを見たことがございます。

36年6月から毎月1回、月半ばごろ参りまして、当時、約50人近い受刑者の方がおられた。そういうような方に40分か50分かの間講話をして、その後、吉永さんは、死刑が確定しているんだから、自由に、立会人もつけないから何でも話していいよというようなことで、終わりましてから狭い部屋に行きまして、藤本さんとお会いしたんです。何でも話していいよと言われても、私はそれまでの刑務所の訪問の経験から何でも話してはいけないことはよくわかっておりましたから、事件のことやら、そういったことは一切話しませんでした。それは教誨師としての立場がございますから、事件のことには一切触れないで、大変自由にお話ししました。だれも聞いていないと所長は言われましたけど、そういったこともないこともよくわかっておりまして、いろんなことをお話ししました。

36年当時は本人は大変落ち着いて、何と言いましょうか、あきらめというのかな。ただ、当然、教誨師ですから、キリスト教の牧師ですから、お話しすることは聖書の話だし、本人は新約聖書を持っていたんです。字があまりよく読めなかったけれども、刑務所の方たちが教えてくれたというような話もありましたし、それでまた、そういう話を中心にいたしました。

ただ、そういう話をする中で、だんだん、だんだん一つの疑問がわいてきたんです。それは、それまでにAをはじめ随分死刑囚にも会ってきましたし、逃亡者にも会ってきましたし、逃亡者を悔い改めさせて熊本南警察署に連れていったこともございますし、そういう経験からすると、何かおかしいなと。人がうそを言っていることとほんとうのことをほんとうだと言っていることは違うわけです。何かこの問題についてはおかしいということを強く感じておりました。何かおかしい。けれども、突っ込んだ話はしませんでした。教誨師という立場で刑務所を回っておりますから、個々の事件について突っ込むことは慎んだのです。だれも聞いていないから何でも話していいよと言われたんですけれども、それは表向きだけの話だということもよくわかっておりましたから、そのことについては触れませんでした。けれども、この事件について何かおかしいと。

それまで新聞報道とか、いろんなもので聞いておりましたし、そしてまた、そのほかの 当時のいろんな事件に興味を持っておりました。私は時々神学校で勉強しとったんですけれども、小松川高校生殺しというのが当時ございまして、仙台刑務所で死刑になったんですけれども、これは高校生でした。韓国出身の高校生が日本人の高校の女の子を殺したという事件、こういったものも当時大変新聞をにぎわせた事件でしたから、そういった犯人のこともありまして、何かこれは違うと。これは非常におかしいということを強く感じながら面接を続けておったわけでございます。

別に再審の申し立てのことも聞いておりましたし、いろんな救援組織ができたことも、 新聞報道その他で、私の知り合いの中にもそういう関係者もおりましたから、そのことは 十分聞いておりましたけれども、そのことに正面から触れることは全くいたしませんでし た。本人は非常にあきらめというのか、あきらめでもないですね、何もかも神様にお任せ というようなのか、よくわかりませんけれども、大変落ち着いた状況で36年が過ぎ、昭 和37年になりましていろんな運動が盛り上がるについて、本人は特に7月ごろから非常に取り乱すようになりました。それは、関原先生のお書きになった文章なんかを読みましたし、いろんな記録を読みますと、現場検証があるとか何とか、いろんなことが起こったことが本人に対して動揺したんじゃないだろうかと思います。

当時の医療刑務所の待遇は、最初に行きましたときに、ここが刑務所だろうかと。いろんな刑務所を見てきましたから、びっくりいたしました。まるで病院というような感じで、所長さんも皮膚科の専門医だから、そういう意味で、患者さんを看護しているんだというようなことで、一人一人の部屋に、もちろん普通はかぎをきちんとかけるのに、かぎをかけていないんです。かぎをかけていないじゃないですかと私は言ったこともありますけれども、かぎをかけているから自由に出入りというわけじゃないですけれども、やはり皆さん病人だからそういう扱いをしているんだというようなお話でした。

さっきから藤本さんがハンセン病の患者だったかという問題が出ましたけれども、所長は皮膚科のお医者さんでしたから、その点は非常に、どうだったのか。本人が私に言われたことは、アメリカ軍は日本に2万人患者がいるからといって、マッカーサー司令部はプロミンを2万人分持ってきたと。ご承知のように、これは戦時中アメリカで開発された特効薬です。結核のためにつくってみたけど、結核患者にはとんと効かないでハンセン病患者に効く、アメリカは1935~6年当時にハンセン病の患者を50人まで抑え込んだと、全国で50人になったと。これは吉永さんから聞いたんです。これほど劇的に効くんだから、らい予防法なんかそのうち要らなくなるよというようなお話も聞きました。そういう方だったから恵楓園長から刑務所に左遷されたという話も聞きましたし、これは人の話ですよ、そういったことがほんとうだったかどうか知りませんけれども、そんな話をよそから聞いたことがございますけれども、そういう方でしたから、やはり本人は診察をなさったろうし、そのあたりはどうだったのか、今のお話を聞きながら、私にはよくわかりません。

プロミンの投与で劇的に治ったと。アメリカでは、1960年当時に50人まで抑え込んだと。70年ですか、その当時に抑え込んだんだから、そのうちアメリカは0になるよと。ドイツではと聞いたら、ヨーロッパでは、ドイツは5人まで抑え込んだと。その当時の話ですよ。そういったことを吉永さんはおっしゃっていましたので、それがどういうことだったのか。そこにあります黎明教会の記録を読みますと、昭和26年に退園者第1号が出たと、教会の記念誌にはそう書いてあるんですよね。そういった状況の中で、どんどん発見して収容するというようなことが一体何だったのかということが、とんと今もってわからないことでございます。

ところが、そういうことで、最初の1年間無事にいったんですけれども、昭和37年9月は15、6日ごろ行くことになっていたのに、突然、死刑の執行がされた。普通、死刑執行には教誨師は立ち会うんですよ。何の連絡もない。亡くなったということを新聞と刑務所からの電話で知って、私は愕然となったんです。

私は福岡刑務所に何回も行きましたから、さっきのお話にありましたように、福岡刑務 所のA君に私が面会したときに、当時は、死刑執行は法務大臣の電報が午後2時ごろ来る。 すると、3時ごろ所長が本人を呼び出して、あした執行しますと宣告があると。そのとき 紅白のおまんじゅうが出て、夕方は夕イの尾頭つきが出て、その晩は刑務官が2人独房の 中に一緒に寝る。これが死刑執行の手続なんだ、習慣なんだということは福岡の教育課長 から私は聞いておりましたから、突然いきなり連れていかれて執行ということに、刑務所 の規則か何か知りませんけれども、一切無視したこと、非常に驚きました。

私は、いろんなことの中に、今はどうか知りませんけれども、ほかの刑務所でもいろんなことがありましたから、もう少々嫌になりまして、そしてまた、こちらのほうは日本聖公会の秋山という先生がちゃんと来られたこともありまして、もう私はやめたと、もう医療刑務所はやめたと言って、もちろんほかの先生が来られるということになったものですから、行きませんでした。そして、そのまま何年かたちました。

ところが、免田栄さんが無罪になったということを聞きまして、私はほんとうに驚いたんです。なぜなら、免田さんと同時期に再審の申し立てをしている。ところが、慈愛園の園長だった潮谷総一郎先生、今の県知事さんの義理のお父さんですよね、その方から、あなたに免田さんを紹介するから出てこいと言われたんです。無罪になったとき。それで、ルーテル教会の大江教会であなたと会わせようと言われるものですから、私、出ていきました。潮谷先生とともに免田さんにお会いして、免田さんの苦労なども個人的にいろいろお話を伺いました。

けれども、この話を聞いたときに、免田さんと面接して、潮谷先生から聞いたときに、 もう私は腹が立って腹が立って、これは一体何だと。同時期に再審を申し立てて、免田さ んは新聞がワーワー書いたから取り上げたのかと、冗談じゃないよと、これはおかしいと、 マスコミ受けのするほうだけをマスコミは書くのかということで、私はこのまま引っ込ま ないよと。

たまたまその後、熊本市内の保護司会の会合があって、おまえ、出てこいと言われるものだから、保護司になれと言われて、私はあまりの忙しさに保護司にはなれませんけれども、とにかく皆さんと一緒に中津の少年院の見学には参りましょうと、バスに乗って中津までみんなについて行った。

そして、別府のホテルに皆さんと泊まったときに、私は今度の免田さんの無罪を通して、 どうしても腹に据えかねる事件があると、新聞もほとんど、免田さんのことは書いても藤 本事件について触れない。しかし、これはこれでいいのかと、このまま放っておいていい んですかと、あなた方は保護司としてこのまま放っておいていいのかということを皆さん に強く訴えましたところが、あっちこっちから電話が来る、人が来る。やめろと、やめて くれという話ばっかりなんです。騒ぐのはやめてくれと。家族もいる、孫もいる、弟もい る、部落の人たちもいる、そして親戚の人たちもいる。藤本さんがそういう問題だったと いうことを今さらほじくり出して何になるんだと。本人が、家族が、苦しむばっかり。 名古屋におりますが、私の義理の姉のおじになる方が名古屋の有名な吉田岩窟王事件の裁判長だったんです。私は結婚式で一回お会いしたことがある。あの方は50年目に無罪になっているんですよね。昭和の初めの事件を、50年目にして無罪になった吉田岩窟王事件のことを思い出しまして、50年目に無罪になったケースもあるんだから、これはまだあきらめてはいけない。ところが、保護司会で言ったことは、皆さんそろって、関係者の方、ルーテル教会の牧師の大先輩からも電話があって、今さらいろいろ言うなというお話ばっかりなんです。

けれども、1人だけ、私はずっと保育園の園長をやっておりましたから、もうやめましたけれども、そのときに私は熊本県の日本保育協会という団体の会長だったんです。そのとき、熊本県の球磨郡の湯前町の藤岡さんというのが副会長だった。この方はずっと保護司だったんです。あなたの言うことはそのとおりだと、私もその話は関係方面に言うよといって、一生懸命話してくださった。球磨郡の人吉の保護司に言ってくださいよと、あなたは球磨郡の保護司の会長じゃないですかと。

ところが、この方が、昭和59年11月21日だったと思うんです、長い間保護司として頑張ったということで叙勲になった。勲5等だったか勲4等だったか忘れましたけれども、その叙勲のお祝い会がメルパルクというところである。私も招かれて行きました。保育園を代表して私にお祝いを言えというわけですから、行きました。ところが、法務省を代表して熊本の保護観察所の所長さんが見えたんです。そして、法務大臣の名代という形で藤岡さんにお祝いを言われた。

その会は無事に終わったんですが、終わったときに藤岡さんが、ちょっと待ってほしいと、あなたにぜひとも会わせる人がある。それで、一体だれだろうかと思って行きました。メルパルクの2階だったか、3階だったか、小さな部屋に招き入れまして、保護観察所の所長さんが、ほんとうに許してくれと、自分は藤本さんの裁判のときに書記官だったと。それで、裁判長が証拠物件を持ってこいと言ったときに、汚い手ぬぐいを割りばしで挟んで持っていった、ほんとうに藤本さんの裁判は、裁判官も、検察官も、弁護人も、だれも雑巾を捨てるように扱った、自分もそうだった、そういう私を許してくれと言って涙を流されたんです。私はそれを見まして、それまでは非常にあちこち言っておったんですけど、そこまで言われると、そこまで当事者の一人が反省しているならばと思って、ほんとうにそれでわかりました。

恵楓園の患者会で出していらっしゃる『菊池野』という雑誌がございますね。私がいただいたものの中に、栗生楽泉園の山本さんという人の川柳に、「雑巾はみな異なった過去を持ち」、これは20年ばかり前に出た『菊池野』に載った川柳です。その保護観察所の所長さんも雑巾のように患者を扱った。雑巾のように捨てた。それが藤本事件の裁判だった。藤本さんを雑巾のように捨てた。そして、『菊池野』に載った川柳にも、栗生楽泉園の山本さんという方の、これは古い20年ぐらい前の雑誌ですから、ご本人が生きていらっしゃるかどうか知りませんけれども、「雑巾はみな異なった過去を持ち」、自分たちが雑巾だと

いうことを歌に歌っていらっしゃるのを見まして、いやあ、もう、こういうこと……。

私がいつも思うことは、いろんな差別の問題が起こります。けれども、マスコミはその犯人の追及を盛んになさる。確かにそうです。そうかもしれない。犯人の追及は大事です。けれども、日本人というものの一番悪いくせは、一つの空気に支配されるんですよ。無らい運動とか何かが起こると、そういう空気の中に、行政も、民衆も、国民も、みんなが流されていく。そういった点をどうにかすることを考えないと差別はなくならない。そうです。私はそのとき言われた元書記官の話に、裁判官も、弁護士も、検察も、自分たち書記官でさえも、雑巾のように扱った。私たちは一つの傾向ができると、一つのそういう傾向に支配されるという私どもの国民性というものに大変問題があるんじゃないだろうか、そういった点に対してどう取り組むべきか、そういったことを考えないと、差別の問題はほんとうになくならないんじゃないだろうか。

この後で例の黒川温泉の差別の問題のお話がありますけれども、問題はあれだけじゃないですよ。去年の夏までぐらい、熊本市内のある温泉には感染症の既往症の方お断りと書いてあるじゃないですか。それを見たときに、これはハンセン病患者さんお断りじゃないかと私は思いました。そこの従業員にうちの保育園の保護者がおったから言うたんです、あれを引っぱぎなさいよと。小さいときにトラホームになったからといって行かない者はいないよって。ああいう張り紙はだれが書いたのって。そして、そういったことは新聞に一行も出ないじゃないですか。それは私たちが空気に支配される国民性じゃないかな。もちろんあの事件以来なくなりましたよ。直ちになくなりました。そういった表示があっちこっちに、少なくとも私は2カ所に張ってあるのを知っています。私たちはそういう中にあるということに取り組まないと、差別の問題はなくならないのではないだろうか。

私は、吉田岩窟王事件のことを思います。私は、さっき制度の問題ということをおっしゃったけれども、何かの形でする方法はないものか、それは皆さん方のお力ではないだろうか、こういうふうに思うんです。裁判というものは公正だと言いますけれども、なかなか裁判も刑務所も公正でないところはありますよ。

私が刑務所に行っておったときに、マッカーサー暗殺未遂事件の反乱を企てた海軍大佐は熊本刑務所におったんですよ。日本側の裁判で懲役20年か何かになって、でも、日本政府は直ちに彼を釈放しましたよ。そのとき旧軍人の方が海軍旗を持ってきて、万歳、万歳で帰っていったですよ。それがいいというんじゃないんです。いいとか、悪いとか、あのときマッカーサーの飛行機を襲撃してマッカーサーを殺しておったら、日本に政府はなかったでしょうし、アメリカは軍政をしいて、イラクみたいになっていたかもしれないけれども、それはそれで大変な間違いだったかもしれないけれども、大いばりで刑務所に入って、万歳、万歳で出ていった人もあの時代にはあるんですよ。あまりにも時代の空気に流されやすい私ども、私自身も含めて、それが国民性かなということも考えます。

私は、先生方のご努力で、やはり制度の問題もあります。いろんな問題もあるにしても、 再審の請求は家族だけしかできないということも後で知りました。私は、関原先生のお書 きになったものを後で読みましたけれども、現在の法体系のもとでは難しいかもしれませんけれども、法体系もまた国民がつくっていくものでございますから、何らかの形でこのことは正していただきたい。私は、多くの受刑者や何人かの死刑囚との面接の中から、刑務所伝導の中から、ほんとうに勘と言えば勘です、何かこの人についてはおかしいということを強く感じました。吉永所長は裁判のいきさつを話してくれました。死刑が確定しているということも話してくれました。けれども、一応、最初の日に話してくれたけれども、非常に疑問を持ちながら、そして、最後は私自身を死刑執行の現場に呼ばなかったんだから、私はそれから刑務当局に対して強い不信を持ちました。

ほかにも申し上げたいことはあります。刑務所伝導の中にもいろんなことがあったことは、それは今日の問題ではないから言いませんけれども、いろんな暴力やいろんなものを見てきましたけど、それはきょうの問題ではない。刑務当局に対しては強い不信感を持つようになったのは事実でございます。

以上です。何か質問がございましたら......。

【金平座長】 ありがとうございました。

まさに教誨師として藤本さんにかかわられたご経験でございました。

では、谺委員、お願いいたします。

【谺委員】 検証委員の谺雄二です。草津に療養所があって、そこから来ました。

今、先生の非常に重みのある、しかも真実を貫く姿勢を示されたお話を聞いて、感動しております。藤本事件が雑巾を捨てるように扱われ、そして、ほんとうに捨てられてしまった。先生のそのお言葉、ほんとうに強く私の胸を打っています。先ほどの志村さんの陳述もそうですが、これは憲法違反の裁判であった、そして、死刑の仕方も全く異例であるということを先生のお話からもはっきりと感じ取りました。

私たちは、2001年5月11日の熊本地裁の判決で我々に対する政策が憲法違反であったということがはっきり示されましたが、しかし、この判決だけで事は済んだのだろうか。今の藤本事件、この真相をほんとうに究明しなければ、また、裁判のやり直しをきちんと行わなければ、私たちのほんとうの人権の回復はないんじゃないかという思いを強くしております。きょうはほんとうに私たちに大きな勇気を与えていただく、しかも、教誨師をされていた立場から裁判がいかに不当に行われたかという客観的な事実を一つ一つ示していただいて、心から感謝したいと思います。私たちも藤本事件を改めて取り上げて、この真相を究明しない限り、私たちの真実、私たちの人間回復はないのではないかというふうに思います。ありがとうございました。

【金平座長】 それでは、内田委員から。

【内田副座長】 大変ありがとうございました。

先ほどお話の中にありましたように、再審という問題を考えたときに、再審法の現在の 運用から言えば、こういう言い方をするのは少し語弊があるかもしれませんけれども、そ こに乗せるのが特段法的に見て難しいということでは必ずしもないんだろうと思います。 むしろ、こういう死刑判決が出たプロセスとか、執行のプロセスをもたらした差別・偏見 ということが、また再び再審を開始することについて、再び差別・偏見が大きな壁になっ ている。法的に難しいというのではなくて、おっしゃった差別・偏見が再びまた再審請求 をすることを困難ならしめている大きなファクターではないかというふうに思うんです。

先ほどのお話の中にも、先生が非常におかしいじゃないかというようなことをおっしゃったときに、いや、それをあまり言うなというふうな声が非常に強かったのと同じような問題が、再審請求を起こすことに当たって生じているのかなという感じがするんです。この問題をみんなで共有して、どうすればいいのかということを考えていくということが非常に重要だろうというふうに思うんですが、検証会議としても考えなきゃいけませんし、また、社会全体が、再審ということを訴える人の妨げという形で差別・偏見が働いていると。どうすればいいのかというと、全体でその問題を共有することが必要だろうと思うんですが、その点について、先生、少しお話しいただけることがあれば、お話しいただければと思います。

【坂本】 私は、保護司会では再審の請求が家族だけだということを知りませんでした。ですから、これは死後再審の申し立てをしなければいけないということを皆さんに申し上げて、そして、後から非常な反対の中で法律を調べましたら、私ども第三者がそういったことは申し立てなんか全然できないということを知りました。いろんな戦後の事件を扱われた正木ひろし弁護士がお書きになった本の中に、事実を公表することによって事実上の無罪を訴えるというようなことを書いていらっしゃるけれども、単に単行本が出たぐらいのことでは、そういったことはなかなか多くの人たちに知らしめられないんですよね。

私としては、ご家族の方がもし反対でも、そこはわかっていただいて、現在の法体系のもとではそこに持っていくしか方法はないんじゃなかろうか。正木さんの本を読みましたけれども、日本では何でもお上の言うことが一番大事ですから、あれでは実際上の再審と同じような効果があるということにならないと思います。例えば、ある人がこういうことを言いました。ご家族や親戚の中に子どもさんが大学を出て法務省の関係機関に就職した者もいると、そういった者もいるよなんていうことを言った人もいます。事実かどうか知りません。実際の問題はわかりませんけれども、そういうことまで言ってきた人がいる。だから、それで、この問題を明らかにしていいのかというようなことを言った人がいる。

【内田副座長】 もう少し踏み込んだ発言をさせていただきますと、再審請求をされるかどうかということを私どもがどうこうということではないんですが、差別・偏見とか、非常な困難の中、ご遺族の方が仮に再審請求をされたとすれば、非常にマスコミもまたそれをお書きになったとすれば、また、アイスターに類似するような声が起こってしまうと、非常に大きな問題を生じるんだと思います。そのときに、再審請求を起こされたご家族の方々を、それに対してどういうふうに差別・偏見の嵐から守れるかというようなことも他方で考えていくということが必要になるんだろうと思います。そういったことも視野に入れながら問題を考えていく。具体的に再審請求が起こるかどうかわかりませんけれども、

そういうことも視野に入れないと、先生が先ほどおっしゃったようなことは難しいかなというふうに思いまして、少しご質問させていただいたんです。

【坂本】 私は、被差別部落の問題、全国的に同宗連という団体がございまして、同和問題を考える宗教者の会、これは、本願寺も、キリスト教も、ほとんどの宗派が入っている団体でございます。私はその熊本の支部にもおりますけれども、例えば、いろんな差別発言があると、以前は解放同盟が公開の席で一種の糾弾大会みたいなことをなさった。それをマスコミに発表されるというようなこともありましたけれども、マスコミに発表してそういったことを明らかにすることが、かえって逆に差別というものを陰湿なものにしてしまうというところから、最近はそういう昔のようなやり方はしない、実質的に差別しないような運動に持っていくんだということを幹部の方から何年か前にお伺いいたしました。そして、解放同盟側もそういうことを心がけているんだと。だから、何か言ったら、みんなの前で、何十人と集まった中でつるし上げられるというようなこと、そういう観念が差別をむしろ隠し、陰湿化してしまう。

私は、差別とか人権にかかわる問題を、そこはやはりマスコミや、そういった方々とも、 紳士協定と言ったらいかんけれども、もし話し合いができるならば、過度の報道を特に人 権問題に関して慎むようなことをしていただかないと解決にならない。むしろ新聞に発表 されたら怖いということが、逆に差別を解消する方向にいかないということがたくさんあ るんじゃなかろうか。もしマスコミや、そういう方々とそんな話し合いができるかどうか 知りませんけれども、そういうことが片方にないといけないんじゃないだろうかということを強く感じております。

例えば、マスコミの方もいらっしゃるでしょうから、私、はっきり言いますけれども、何年か前に福岡で起こった大きな殺人事件でも、出身が、いろんな方の場所がわかると報道しなくなったケースがあるんですよ。私は、そういうようなことは、いいか悪いか知りませんけれども、こと人権に関しては、マスコミの報道というものは解決までしないんだというようなことをしていかないと、むしろ差別を隠す、あるいは、報道されるような問題は表に出さないということに逆になっていくんじゃなかろうか。問題は、先生方のお力で、そういう訴えがマスコミ各社をほんとうに動かすようなことができたらいかがなものだろうかと。問題によってはですよ。何もかんも報道するなじゃないです。そういうことを強く感じております。

ですから、私の発言に対する反対もみんなそうなんですよ。今さらここで、親戚も、子どもも、孫も、実はハンセン病だったよということを出したらいけない、こういう反対なんです。そこのところを解決していかないと。全く報道しないんじゃないんです。事と次第によっては対応を考えて、解決までは報道を待つというような姿勢をしていかないと、かえっていけないんじゃないだろうか。

【金平座長】 人権、それから、今、報道の問題も出ましたけれども、ほんとうに深い問題がございますが、何かございますか。

では、鮎京委員、どうぞ。

【鮎京委員】 鮎京です。

この藤本さんの事件はおかしいと今でも思っていますという理由のところに、急な死刑執行というのはおかしかったということを何度も書いていられて、今も証言されているんですけれども、訴訟のために、あまりひどいということで、お仕事も刑務所にかかわることはやめたということなんですが、なぜ......。

【坂本】 それは菊池医療刑務所にかかわることです。

【鮎京委員】 そうですか。すみません。菊池医療刑務所。なぜそんなに急いでやったのかということをどなたかに聞いておられないですか。

【坂本】 前後のことや、ほかの人の話では、早く雑巾を捨ててしまえということじゃなかったじゃないですか。そういう気風なんですよ。

【鮎京委員】 本来は、死刑になるということになると、担当の教誨師の方が呼ばれて 立ち会うという形なので、当然あなたが立ち会われるはずのケースなんですね。

【坂本】 福岡刑務所には教誨師がいらっしゃるから、福岡の教誨師が立ち会えばいい ということだったかもしれませんけれども、普通は、こういうふうに死刑囚を熊本に置い て執行だけを福岡でやるというケースじゃないんですよね。死刑囚は最初から福岡刑務所 に送りますから、非常に異例の措置なんです。ですから、急な執行。

それと、もう一つは、藤本さんと会って、本人との話し合いの中で非常におかしいと、これはやっていないということがほんとうに正しいんじゃないか。その話は本人と深くすることができませんので、しませんでしたけど、私のそれまでの経験から感じたことと、免田さんと同じときに再審の申し立てをしているのに、片方だけなぜ却下するんですか。問題は、そこが一番の疑問の出発点なんです。

ですから、私は死刑執行のときから疑問を持っていたんじゃなくて、疑問は持っていましたけれども、そのことが許せないと思ったのは免田さんの無罪です。そして、潮谷先生が私に会わせると言われたから、わざわざ会いに行った。あなたも刑務所にかかわっているから、あなたに会わせると、免田さんの話を聞いてくれと。免田さんが釈放されて出てきて、熊本に来られたときに潮谷先生と一緒に会いました。そこでもますますこれはおかしいと思った。ほんとうに藤本事件はおかしい。そして、免田さんが無罪になったときに、朝日新聞が3行ぐらい地方版で書いただけです。どの新聞も書かなかった。どの新聞も、藤本事件について、免田さんが無罪になったときに新聞報道はなかったですよ。朝日がほんの三、四行書いたです。それだけです。

【鮎京委員】 ありがとうございます。

それで、最後なんですけれども、医療刑務所というところは非常に特殊なところではないかと思うんですが、いろんな刑務所のお仕事をされていて、医療刑務所でもされたわけですけれども、面会されてみて、あるいは、刑務所の雰囲気としても、何か違いがあるなというところは、今、記憶として幾つか挙げることはできますか。

【坂本】 まるで病院だなという感じ。みんな刑務官、看守の人たちも全部白衣を着ておりましたし、とにかくホルマリンのにおいが強くて、最初入ったときに、ほんとうに玄関からホルマリンのにおいです。それから、今の建物じゃなくて前の建物ですよ、ドアが全部スチールでつくってありましたしね。そして、あまり厳重な、一部屋一部屋にかぎをかけるようになってはいたんですけど、かぎはかかっていないから、所長、どうしてかけないんですかと言ったら、いや、ここは病院と一緒なんだからというようなお話で、別にかぎがないから出入り自由というわけじゃないんです。出入り自由というわけじゃないんだけれども、まるで病院という感じでした。私がほんとうに驚いたのは、城野医療刑務所は覚せい剤とか麻薬の人が多いでしょう。それは全然話にならん。私が行って話しても、だれも聞いていないんですよ。中には、眠っているし、中毒症状が出ているし、刑務所側の管理体制もものすごく厳しいですしね。城野医療刑務所を知っていましたから、これはまるで病院だという感じでした。その当時のあれ。

その中に裁判所まであるでしょう。裁判所があるということは、有罪判決は決まったものみたいな裁判だったというわけじゃないですけれども、ただ、私が傍聴した裁判は大変簡単な、自転車を盗んだの、隣のお金を取ったのというような、証拠をどうするというようなことじゃなかったので、三、四回見ましたけれども、極めて簡単に1時間半ぐらいでみんな終わって、中には判決までいきました。判決にいっても、お隣に行くばかりですからね。そういうことが多かったですね。

【光石委員】 光石です。ありがとうございます。

教誨師というお立場上、事件のことに踏み込むことは許されなかったと。それはわかるんですけれども、でも、聖書の話なんかをする中で、当然、藤本さんは、例えば自分が疑われていることとか、あるいは、そのことで神の許しを求めるとか求めないとかって、当然話は不可避につながっていくだろうと。そういうことについて藤本さんはどういうふうにお話しになっていたのか。その話が出るとすぐ、もうそれは聞きませんとおっしゃったわけではないと思うんです。

【坂本】 そういうことではありません。ただ、ほんとうにそういう話も、もちろんあまり踏み込まないでしました。というのは、はっきり本人が自覚している場合はかなり踏み込んだ話をします。けれども、私のほうが疑っていましたから、死とか死後ということについて、あまり踏み込みませんでした。これはおかしいぞと私のほうが思っていましたから。本人との話し合いの中で、この死刑についてはおかしいと。ですから、普通、死刑囚に面接するときには、死後の世界であるとか、来世であるとか、そういうことに踏み込むんですけれども、私のほうが疑っているものですから、あまり踏み込みませんでした。

【光石委員】 ただ、死後の世界云々ではなくて、藤本さんがやったと疑われていることについて、藤本さんが当然のことながら先生に話されることもあったろうと。つまり、 先生がそれを聞くことは許されないにしても......。

【坂本】 それが、あまり言われなかったんです。私は全然聞かなかったわけじゃない

んです。私もそれは聞きました。やったことについて、もし事実があれば、それは悔い改めていかにゃいかん.....。

【光石委員】 悔い改める云々という話をすれば、当然、藤本さんのほうからは、何をとか、そういう話になるはずです。

【坂本】 そういう態度はなかった。そういう態度は全く私にはありませんでした。何をとか、教誨師という立場ですから、そういう意味で申し上げた。そういうことに対して反抗的なとか、何を言うかというようなことは全く私にはなかったんです。何というかな、運命というものに、それを受け入れるというのか、そういうことで、だから、小さい問題については、ほんとうに自分もいろいろあったということは言っておられました。

【光石委員】 裁判所というものを信用しているというようなお話はされたんですか。 それとも、そういうこともなかった。

【坂本】 なかったです。私は裁判所を信用しているというお話はありませんでした。何をしてもかにをしても、藤本さん自身が一つの方向に押し流されていった、そのことに対する非常な悲しみというか、あきらめというか、それがありました。私の話に対して反発というようなことは全くなかったけれども、そういうことで36年6月から明くる年の夏までぐらいはきたんです。

【光石委員】 1点、最後にもう一つ、申しわけないんですが、日本人の悪いくせをおっしゃった。確かに一つの時代の空気に流され、支配される。この検証会議に先生のほうからアドバイスするとすれば、これに対してどう闘うかということについて、もう少し具体的に先生のお考えを教えていただければありがたいですが。

【坂本】 私は保育園の園長を35年やっておりまして、私が一番に感じたのは、日本は法治国家ではないということです。日本は全く法治国家ではないということを、昭和42年4月、保育園の園長になって痛切に知らされたんです。ほんとうに法治国家じゃないですよ。今もそう思っています。日本は法治国家だというけど、法はないです。なぜ法はないかというと、厚生省が出した社会福祉関係のいわゆる通達集というのがあります。それがすべからく生きているんです。局長通達、課長通達、特に老人ホームとか保育園については、それがすべてを支配しています。

10年ほど前に、例えば、県とか市は老人ホームや保育園の監査をいたします。大変厳しい監査をやっていらっしゃる。これは法的根拠がないんです。少なくとも5年前まではありませんでした。児童福祉法に書いてないんです。最低基準に合致しているかどうか調査する、この一項目しかないんです。だから、これはおかしいと言って鹿児島で老人ホームの園長が訴訟を起こしました。勝ちました。どうなったと思いますか。県は、補助金はやらん、お年寄りが亡くなっても後を入れない。さんざん嫌がらせの中で園長はやめました。これが実態なんです。

日本はお上の言うことがすべてなんです。お上の言うことにはみんな従う国民なんです。 そして、お上は、法じゃなくて、法にまつわるいろいろな官僚の通達集で動いているんで す。だから、私はいつも、保育園の会長のときも言いましたよ。日本は法治国家じゃないよと。全然ないと。通達国家であると。通達がすべてを支配している。現に私の持っている保育園整備通達集はこんなに厚いですよ。児童福祉法が最初に書いてあるだけですよ。

国民は、お上の言うことがすべてだという国民性ができ上がっておりますから、やはり 検証会議としては、こういう私たちの社会を、一つの空気やそういったことによって流さ れない方策なり何なり、それは私も含めて意識の改革かもしれませんけれども、そこをつ いていかないと、例えば、マスコミは差別問題の原因、結果を盛んに追及なさいます。原 因、結果の追及じゃだめなんですよ。原因、結果の追及ではない。私ども自身の意識の改 革が必要だということを検証会議ではうんと出していただきたい。だれが差別したかじゃ ないんですよね。

例えば、強制隔離はけしからんと言っているけど、明治時代のリデル・ライトは回春病院をつくって、大隈総理大臣に隔離しなければ救われないと言っているじゃないですか。そういう点から隔離ということを言ったこともあるし、大正6年の調査では、全国にハンセン病患者で浮浪の者1万6,000人という。体制もあるし、そういったこともあったということの中に、私どもの意識の改革をどうしていくのか、大変検証会議の皆さんは重い課題を持っていらっしゃると思う。私は、原因、結果の追及では差別はなくならないと思うんです。

【光石委員】 ありがとうございました。

【金平座長】 ありがとうございました。よろしゅうございましょうか。

今、最後に検証会議は重い荷物をしょっていると言われましたが、ほんとうにそのお言葉を、私自身もそう考えておりました。また大変重く受けとめました。

ほんとうにお忙しい中、きょうはありがとうございました。(拍手)

それでは、ここでちょっと休憩をとらせていただきます。今、3時10分前でございますから、3時5分からということで、15分間お願いいたします。

(休憩)

【金平座長】 それでは、時間になりましたので、継続で始めたいと思います。

引き続きまして、聞き取りをいたします。今度は、恵楓園で寮母をしておいでになりました森三代子さんにおいでいただいております。実は、森さんとご一緒に同僚でいらっしゃった木村チズエさんもお越しいただいているということでございますので、森さんにお願いいたしましたけれども、木村さんもご同席いただくということで、お2人ご着席いただきます。

どうもお待たせいたしました。私、金平と申しますが、森さんでいらっしゃいますか。 どうぞよろしくお願いします。それから、木村さんですか。どうぞよろしくお願いいたし ます。どうぞお座りくださいませ。

それでは、早速、これは森さんがお話しくださるんですね。今までの方と同じように、 最初にお話しくださいまして、後、皆からの質問をお受けいただければと思います。よろ しくお願いいたします。

【森】 先生方には連日お疲れさまでございます。本日はまた、お世話さまになります。 当時の職員で一番若うございました私も70歳を過ぎました。元気で地方におられる方 もありますけれども、亡くなられた方も多うございます。そういう方の代表として、きょうは、私ごとでございますけれども、お話しさせていただきたいと思いますので、よろし くお願いいたします。

書いてまいりましたので、読ませていただきます。

意見陳述、森三代子。

私は恵楓園に近い合志町に生まれ育ちました。高校を卒業し、昭和27年に保母の資格をとり、28年4月に菊池恵楓園の未感染児童保育所である龍田寮の保母として採用されました。ちょうど予防法が改正された年です。

私は、もう1人の保母と2人で3歳から就学までの子どもたちの青組を担当することになりました。保母は、龍田寮に住み込み、交代で当直がありました。青組の当直を2人で回すので、結局1日おきとなります。当直の日は子どもたちと同じ部屋で眠り、夜尿症の子どもをトイレに連れていったり、おねしょの処理をしたりと、目が回るような忙しさでした。

勤め始めたころ、龍田寮には1歳から中学生まで67人ぐらいの子どもたちが生活していました。親の入所に伴って未感染児童として預けられた子どもたちです。龍田寮の子どもたちと親との面会は春と秋の2回と決められていました。その日は、恵楓園の中でピクニックのようにしてお弁当を食べ、親子が手をつなぎました。けれど、中には泣いてむずかる子どももいました。年にたった2回の面会では、親という親しみが持てるはずはありません。そういうときは、そばで見ていて大変複雑な気持ちになりました。

龍田寮の敷地内には黒髪小学校の分校があって、宮崎先生という退職された校長が1年生から6年生までをたった1人で教えておられました。私が保母になった年の12月、宮崎恵楓園長が法務局に、龍田寮の子どもたちに普通の小学校への通学を認めないのは差別だという申し立てをされました。そのことが新聞に取り上げられると、にわかに黒髪小学校本校のPTAが騒ぎ始めました。病気がうつるというのです。子どもたちはみな健康でしたから、全く根拠のない言いがかりでした。しかし、ハンセン病に対する偏見は根深く、反対派は感染の危険はないという説明に耳をかそうとしませんでした。

教育委員会や行政の指導で昭和29年入学予定の4人は本校に通学することが決まりました。しかし、入学式が近づくにつれて反対派の宣伝活動は激しくなっていきました。入学式には反対派が同盟休校を強行し、新聞はその様子を大きく取り上げました。教育委員会などが間に入り繰り返し話し合いがなされましたが、当時の県議会議長で医師でもあった瀬口PTA会長をはじめとする反対派は譲ろうとしませんでした。同盟休校は5月に解除され、学校は平常に戻りました。

けれど、9月から龍田寮に残るほかの子どもたちも本校に通わせるという方針が明らか

になると、また激しい反対運動が展開されました。反対派は黒髪会という住民組織を結成し、龍田寮の廃止を要求し始めました。寮の前には騒ぎが大きくなるたびに反対派の車が来て、拡声器で「出ていけ」と怒鳴り立てました。その都度また来たと不安がる子どもたちに、私たちは、そんな人ばかりじゃないからと励ましていました。けれど、拡声器の怒鳴り声が子どもたちの耳に入るのをとめることはできません。子どもたちの心には深い傷が残ったのではないかと思います。

やがて反対派は、龍田寮の存在自体がらい予防法に反すると非難し始めました。患者の子ども専用の施設があることそれ自体が、患者とその家族の秘密を守るという条文に違反しているというのです。対立はさらに激しくなり、ついには国会でも取り上げられました。昭和30年に1年生になる子どもは4人いました。この子どもたちも本校に通わせることになっていました。しかし、入学式を前にまたも反対運動が激しくなり、反対派3名がハンガーストライキに入るという事件まで起きました。それがきっかけとなって、熊本商科大学の高橋学長が間に入り、新1年生の4人を学長の自宅に引き取って、そこから本校に通わせることを提案し、最終的にはこれが受け入れられました。

しかし、龍田寮そのものは昭和32年いっぱいで閉鎖されることが決定されました。このとき龍田寮には38人の子どもたちが残っていました。その全員を親戚の家や県内の児童養護施設に分散させることになったのです。一たん高橋学長の自宅に行った子どもたちも、この計画に従って施設に預けられました。黒髪小学校の校区には児童養護施設はありません。また、親戚に引き取られた子どもたちは、県外などみんな遠方でした。結局、龍田寮の子どもたちのうち、だれ一人として黒髪小学校を卒業できた子はいなかったのです。

子どもたちを分散させるのはとてもつらい仕事でした。ある子どもは親戚の手に渡し、ある子どもは施設まで連れていきました。24時間一緒に過ごし、お姉さん、お姉さんとほんとうの家族のように慕ってくれた子どもたちです。泣いてしがみつき離れようとしない子を振り払うようにして帰ったこともありました。別れはほんとうにつらく、見知らぬところに放り出される子どもたちがかわいそうで、涙があふれ、同行していた主任に「結局負けたのと同じですね」と言ったことがあります。主任は、「いや、これは自然に返ったんです。これが当たり前です」と言われました。

龍田寮は昭和32年に廃止されました。私は、その年の2月に廃止に先立って恵楓園に配置がえになりました。異動に当たって、宮崎園長と主任から、あなたは龍田寮の子どもたちのアフターケアのためにとどまってほしいと言われました。分散させた子どもたちはそれぞれ移動した先で自立しなければならないのだから、決してこちらから連絡をとらないようにと言われていました。また、園長は、子どもたちの心に恵楓園という名前は残っているはずだから、いつか訪ねてくる子どももいるだろう、その子どもたちを見届けるためにずっとここにいてほしいとも言われました。

それからは、龍田寮の子どもたちから連絡があれば対応するのが私のもう一つの役目に もなりました。龍田寮がなくなってから、子どもたちはよく訪ねてきました。お盆と正月 には必ず何人かの子どもたちが泊まりに来て、狭い官舎にごろ寝し、夜遅くまで語り合いました。遠い親戚の家や施設に引き取られ、あるいは就職した子どもたちにとって、龍田寮はなつかしいふるさとであり、心をいやせる唯一の場所だったのではないかと思います。

今から20年も前のことでしょうか。仕事をしていた私のところに事務職員が、森三代子先生はおられますかと言って男の人が来ていると呼びに来ました。何だろうと行ってみると、見知らぬ男性が立っていました。「僕がだれかわかりますか」と聞くのです。龍田寮が廃止されたとき小学1年生だったBちゃんという子でした。Bちゃんは、私ともう1人の元保母にごちそうしたいと言い、夜一緒に天ぷら屋に行きました。ごちそうをつつきながら龍田寮を出た後のことを聞きました。引き取られた家には同年代の子どもがいて、おまえに食わせる飯はないと、家の中には入れてもらえず、納屋のわらの上で寝たこと、食べ物もろくに与えられず、このままでは死んでしまうと思い家出をしたこと、それから建築業に携わり、今は独立して会社を持っていること、Bちゃんが泣きながら語る言葉に私たちも涙しました。

もともと引き取り手がないために、親の入所に伴って寮に入った子どもたちですから、 親戚に引き取られた子どもたちの多くは冷たい仕打ちを受けたと聞いています。お盆や正 月に訪ねてきてくれた子どもたちの中には、自殺したのではないかという子もいます。詳 しい事情は知りませんが、龍田寮廃止で分散させられた子どもたちは、どの子も人には言 えない苦労をしたはずです。

平成2年8月、恵楓園の事務本館に夜一本の電話がありました。私を知りませんかと言うのです。電話に出た当直者がたまたま私のことを知っていて、もしかしたらと思い、私に連絡しました。電話をかわると、再び私を知りませんかと言うのです。女性の声でした。だれだろうと思い名前を尋ねると、Cですと言いました。あっと思い、Cちゃんって、大きいCちゃんと小さいCちゃんとおったけど、大きいCちゃんは鹿屋に引き取られていったけどと言うと、それが私です、私を知っておられますかと言いました。分散の際に、お父さんが星塚敬愛園に転園して一緒に連れていった子でした。

聞くと、今は結婚して幸せに東京に住んでいるということでした。大きな製薬会社に勤めていて、NHKのドキュメンタリーに自分の姿が映ったので、見てほしいと思って一度電話したけど通じなかったと言いました。Cちゃんは堰を切ったようにいろんなことを語りました。なつかしがる彼女に、一度熊本においでと言いました。龍田寮のことは夫にも子どもにも秘密にしているので、熊本に旅行することなどできないと言いました。それからもCちゃんからは何回か電話をもらいました。どんな気持ちから50年ぶりに電話をしたのか、どんな苦労があったのかと思います。

私は、今、合志町に住んでいます。今も何人かの子どもたちが訪ねてきてくれます。ほとんどの子たちは、Cちゃんと同じように、家族にも龍田寮のこと、親のことを秘密にしています。私のところに来るときだけ秘密を気にせず何でも話すことができる、そう思って来てくれているようです。

私は一人の職員に過ぎませんから、ここでこうしてお話しすることに大きなためらいがありました。取りとめもないお話で、お役に立てるかどうかわかりませんが、龍田寮のことをぜひ話してほしいと頼まれ、ここに立たせていただきました。

私のお話は以上でございます。ありがとうございました。

【金平座長】 森さん、どうもありがとうございました。

【森】 失礼いたしました。

【金平座長】 大変よくわかりました。

【森】 当時を思い出しますと、涙して申し訳ございません。

【金平座長】 そうでしょう。ありがとうございました。木村さんも何かお話しくださるんですか。

【木村】 いえ、森さんがまとめておりますので。

【金平座長】 そうですか。木村さんも森さんと同じように龍田寮のあれを……。

【木村】 はい、そうです。

【金平座長】 2人で交代にというのは、このお2人でございますか。

【森】 結婚されて近くに、西合志にお住まいなものですから、私のところにいつも来 ていただいて一緒に食事をしたり、現在も二人三脚でございます。

【金平座長】 二人三脚ね、よくわかります。

それでは、龍田寮のことを、きょうは記念館にも行ってまいりましたけれども、それでは、皆さん方からのご質問ございますでしょうか。宇佐美委員、どうぞお願いします。

【宇佐美委員】 ご苦労さまでございます。私、長島愛生園から来た宇佐美と申します。 長島愛生園は、黒髪校事件があったときに愛生園の託児所を解散して、東京と大阪にうちの慰安会で施設をつくりまして、これも10年以上あったんですが、そういうふうに分散せざるを得ませんでした。本日もリデル・ライト記念館からお話を聞きましたけれども、そういうふうなときに、他に施設をつくるとか、あるいは、集団でみんなが助け合うような施設をつくろうとかというようなお話は、黒髪校のほうからの強い圧力に屈して解散させられたと思うんですけれども、入所者、特に未感染児童という不当な差別用語で苦しんでいる患者家族に対して何かの形でほかに方法を検討されたかどうか、そういうことについてまずお尋ねいたします。わかっておったらで結構です。わからなかったら、いいです。

【森】 そういう行政的な内情は私たちはあまり知りません。恵楓園のほうで父兄会というものがございまして、そういう方の反対運動に対する活動やらは毎日行われて、話し合いがあっておりました。その都度何か決定したことがあれば、職員には会議をして連絡がございましたけれども、詳しくは......。

【宇佐美委員】 わかりませんか。あなた方に聞くのは酷なんですが、黒髪校で一緒におった男女で成長して結婚するとか、恋愛して同棲するようになったというようなケースは何件かありましたか。子ども同士で仲良くなって結婚したとか、そういうことはありませんでしたか。

【森】 寮生がですか。寮で一緒に生活した者がですか。

【宇佐美委員】 寮生同士で。

【木村】 以前はそういうお話は聞いております。でも、私どもが働き出してからは、 そういうケースはございませんでした。

【宇佐美委員】 黒髪校の出身同士で結婚するというようなことは.....。

【木村】 もちろんそれはありません。

【森】 そんなことはございませんでしたね。

【宇佐美委員】 そうですか。そういう人たちに対して、私のほうでも、断種だとか産児制限しろとかいって、非常に人生に対して苦労したと。先ほどの出身であることを隠して結婚したり、子どもさんにも言えないというのは他の園にもあるわけなんですが、黒髪校においても、そういう人たちに対して産児制限するために断種したとか、堕胎したとか、そういうことを強制したとか、せざるを得なかったというような話はありませんでしたか。

【森】 そういうことはありませんでした。

【宇佐美委員】 それだけ救いになります。ありがとうございました。以上です。

【金平座長】 ほかにありますか。井上委員から。

【井上委員】 井上です。どうもありがとうございました。

私は、1つ伺いたいのは、黒髪校事件等がありますよね。そのときに、職員の皆さんに 反対運動をした人たちから何かプレッシャーなり、そういうことはなかったのでしょうか。

【木村】 職員に対してはなかったと記憶しております。ただ、外で、反対運動の方々が、あそこの職員はというような少しの風評は聞こえてきましたけれども、別に職員をどうのこうの批判するというようなことは直接的にはありませんでした。ただ、未感染児童の保育所に勤務するということは普通の人じゃできないだろうと、やっぱり同じ身内だろうというような風評は聞こえてきましたけれども、大げさになるようなことは職員に対して直接はありませんでした。

【井上委員】 そうすると、具体的に皆さんが何らかの形で被害を受けたとか、そういうことはなかったということですか。

【木村】 ありません。

【井上委員】 それは保母さん以外の他の職員でもそうだったのでしょうか。

【木村】 それはありません。

【井上委員】 そうですか。そこはある意味で、園の方針ははっきりしているから、守ってという.....。

【木村】 そうですね。はい。

【井上委員】 そうですか。どうもありがとうございました。

【金平座長】 私が司会をしているのにお尋ねして申しわけないんですけど、よろしいでしょうか。

28年から、例えば森さんの場合ですと、恵楓園のほうの保育所の保母に採用されてい

らっしゃいますね。廃止になったのが......。

【森】 32年でございます。

【金平座長】 今、私は、龍田寮から出て、そして親戚のところへ行った子どもたちの何十年か後のいろんなお話を聞いて、ほんとうに胸を詰まらせながら寮母さんとしても接していらしたということがよくわかったんですけど、確かに親御さんのらいが発見されて施設に入ったわけですけど、この子どもたちはそんなにしてまで親戚を探し出して行かないで、もう少し、いわゆる児童福祉施設、養護施設が当時だったらあったはずでございますけど、養護施設に行かないで、なぜ難しい、あまり関係しない家族のところのほうを選んだんでしょうか。

【森】 引き取り手がある子は家族のほうに、引き取り手がない子はほとんど市内の施設に分散でたくさん行っております。

【金平座長】 当然そうでございましょうね。ただ、よかれと思って、引き取り手があって行ったにもかかわらず、何年かたって聞かれたら、その受け入れについては非常に問題があったと。子どもたちはその中で、差別的と言っていいかどうかわかりませんけど、苦労したということをお聞きになったということでございましたので、どちらかといえば何らかの家族のところへ引き取らせるほうがいいんだという考え方もあったのでしょうか。

【森】 なるべく家族のもとに引き取っていただいたほうがいいからということで、交 渉は父兄の方と一緒になさったんだろうと思います。

【金平座長】 そうでしょうね。ありがとうございました。

では、光石委員、どうぞお願いいたします。

【光石委員】 ありがとうございました。

3歳から就学までの子どもさんがその当時、森さんたちに対して、自分たちの置かれた立場というものに対して、何か言葉で漏らしておったり、運命といいましょうか、そういうふうに考えたりとか、子どもたちは何も知らずにそういう場にいたわけではなくて、何か子どもたちは話していたんじゃないかというふうにも思うんですが、そういうご経験があったら、ぜひ教えていただきたいんですが。

【木村】 申し上げます。私も森さんも担当が3歳未満児、未就学児童を受け持ってございましたので、そういう話は保母の耳には聞こえてきませんでした。ただ、小学校の高学年、中学生、高校生を受け持った保母に対しては何らかのお話があったんじゃないかと思いますけど、私たちにはそういう話は届いておりません。

【光石委員】 ほかの保母さんからお聞きになったお話でもいいから、小学校の高学年とか、中学生とか、自分たちの置かれた、あるいは未感染児童という言葉自体その当時使っていたのかどうかも知りませんが、いずれ自分たちは感染するかのような非常に変な言葉なんだけど、言葉も含めて、何か子どもたち自身の言葉がなかったかということはお聞きになっていないですか。

【森】 お父さん、お母さんが病気だから自分たちがここにいるということは、小さい

子どもでも自覚していたようです。病院に入っているということですね。面会があったり、 雑誌を送ってきたりしていましたので、おもちゃを送ってくれたり、これはお母さんから よと届きますでしょう。

【光石委員】 そうですか。ありがとうございました。

それから、もう1点、黒髪小学校の事件が起きたときに、園長の宮崎さんをはじめとして、医学的な説明といいますか、つまり、きのうのビデオによると、反対者たちは、万一万一というようなことをしきりに、親の立場になってみたらどうのこうのというようなことがよく出てきました。ああいうことについて、宮崎園長をはじめお医者さんたちが何か保母さんたちに説明したりということはなかったんでしょうか。つまり、医学的にこうなんだと、反対している人たちはそこがわかっていないんだとか、そんなことの説明はなかったんでしょうか。

【森】 職員は当時は認識がありましたので、職員に対して病気の説明はございませんでした。

【光石委員】 反対派の言っていることが医学的に正しいのかどうかというようなこと についての説明はなかったんでしょうか。

【森】 それだけについての説明というのは特別にはございませんでした。

【光石委員】 ありがとうございました。

【金平座長】 鮎京委員、お願いします。

【鮎京委員】 最初は昭和29年入学予定の4年生が入学することに反対という住民運動があって、その後は、9月からほかの子どもたちも学校に通わせるという方針が出た後、 龍田寮自体の廃止を要求するという住民運動になっていったということですか。

【森】 そうですね。

【鮎京委員】 そのときはなぜ龍田寮を廃止するんだというふうに住民は言っていましたか。

【森】 ここに書いておきましたように......。

【鮎京委員】 下のほうに書いてあるのは、患者の子ども専用の施設があるということは家族の秘密を漏らすからだというような言い方があったと書いてあるけれども......。

【森】 そうです。公然として施設としておけば、秘密を知るということになるから違法だという考えだったと思います。

【鮎京委員】 ここに家族の子どもがいるということを公にしておくということは家族の秘密を漏らすということになるので、らい予防法の条文に反するという言い方をした。というのは、いかにも子どもたちのプライバシーを住民が守るということを表現上は言って、そして龍田寮廃止ということを言ったというふうに、これだけを見るとそうなるんですけど、実際のところは……。

【森】 守るということよりも、そこから出ていけというような感じですね。龍田寮の 子どもたちをその場から立ち去らせるというか、廃止すればいなくなるという自分たちの 利点からそういうことを言ったんだと思いますね。

【鮎京委員】 龍田寮の子どもたちがいると環境自体が危険になるからと、そういうような露骨な言い方も出てきましたか。

【森】 そうだと思いますね。

【和泉委員】 医者の立場からちょっと伺いますけれども、要するに、患者の家族というのは、家族内接触者と言っていまして、発病率が高いというふうに一般的に言われていますね。それで、恵楓園としては、龍田寮の子どもたちに対して健康診断というのはやっていましたか。少なくともハンセン病が発病しているかどうかという形の健康診断は行われていましたか。

【木村】 はい。毎月1回、園長じきじきに健診があっておりました。

【和泉委員】 毎月ですか。

【木村】 宮崎園長が見えて、あっておりました。

【和泉委員】 それで、その結果、発病した子どもはいたんですか。

【木村】 それは私たちの口から言うべきことではないかもしれません。

【和泉委員】 子どもの患者というのは恵楓園に当然いたわけですよね。

【木村】 それは恵楓園の中に分校がありましたから。

【和泉委員】 いわゆる未感染児童という言葉は好きじゃありませんが、とにかく未感染児童で、今は発病していないという子どもの中から発病者が出たら、恵楓園のほうに移すと思うんです。

【木村】 それはありません。

【和泉委員】 それはないわけですね。

【木村】 でも、そういう施設のある療養所に転園した子どもはおります。

【和泉委員】 家族から発病しても別に不思議でも何でもないんですけれども、発病者が絶対なかったというわけではなかったんですね。

【木村】 以前は何人かいたような話を聞きます。

【和泉委員】 それから、もう一つ、そういうデータを持っておられたらおもしろいというか、いいなという感じで聞くんですけれども、子どもさんたちがみな大きくなって成人して、それぞれの生活をしながら、自分たちの親を社会復帰で引き取ったというふうな、そういう例はありますか。

【森】 私はちょっと知りません。

【和泉委員】 いずれそういう子どもたちは、自分の親が病気であるというのは最初の 説明なんでしょうけれども、後にその病気がハンセン病であるということは子どもたちに は知らされていたんですか。

【森】 去年の夏に、それこそ50年ぶりに再会しました子どもの話では、当時、お姉さんたちは親の病気については全然教えてくれとらんだったもんねという話が出まして、 そうねと改めて思いましたですね。ただ恵楓園に病気でいるということだけで、ハンセン 病についての説明というのは子どもたちには特にしていなかったと思います。

【和泉委員】 それから、もう一つ、入所した患者さんたちというのは偽名を強制された、あるいは、自分から偽名を名乗ったということで秘密を守っていたわけですけれども、 龍田寮の子どもたちというのは本名でやっていたわけですか。

【森】 はい、そうです。

【和泉委員】 そうすると、別に反対派の人たちの意見を支持するつもりはないんですけれども、本名で名乗った子どもたちがハンセン病の関係者としてそこにまとまっているということで、秘密が漏れるとか、何かそういうことが起こりそうな気がするんですけれども、そういうことは実際には起きていないということですね。

どうもありがとうございました。

【金平座長】 谺委員、どうぞ。

【谺委員】 谺雄二です。

栗生楽泉園にも保育所施設、いわゆる未感染児童の施設がありました。附属した形で、 龍田寮ほど離れていません。園に接近した形で建っていました。それで、ちょっとお伺い したいんですが、龍田寮が解散させられた後、親戚に預けられた子どもたちがひどい目に 遭っているというお話をさっきお伺いしましたけど、菊池恵楓園に入院している親にその ことで相談したり何かしたというケースは、今のお話だと、大きくなってから、つまり生 活がちゃんと成り立ってから保母さんだった皆さんの話を聞いたというんですが、それ以 前に、こんなつらい目に遭っていると親に相談した、そういうケースをご存じですか。

【森】 いえ、直接そういうケースに当たっておりませんけれども、私たちが子どもたちと再会しますときは成人になってからでございまして.....。

【谺委員】 だから、親にそういう話があったかもしれないということはわからない。

【森】 わかりません。

【谺委員】 すると、栗生楽泉園のケースで言いますと、実は親戚に預けられたケース もあるんです。ところが、そこで暮らしていけない。体調を崩して、ほんとうに話を聞く と下痢がずっと続くような、これは神経的なものだったそうですが、それで療養所へ診察 に来て、園長がカルテ上、疑似らい、らいの疑いがあるという格好で入院したケースが栗生楽泉園にはあるんです。そういうようなケースは菊池恵楓園にはあったかどうか、ご存じですか。

【森】 私は、ございません。

【木村】 ありません。

【谺委員】 そうですか。もう一つ、実は今、私は原告団の代表を務めていますが、未感染児童という言われ方自体、これはひどい話で、そして、らい予防法という法律のもとに置かれて、その犠牲者であることは病気になった親と同じ立場ですよ。らい予防法による大きな犠牲者です。ですから、この人たちも当然国に、今、補償法というのがありまして、私たちが裁判で勝った後、補償法というのができているんです。その補償法に基づく

補償を受ける権利があるんじゃないかと、私たちはそう思っています。

ですが、なかなか連絡がとりづらいということは事実あります。今の皆さんのお話の中にもありましたように、自分の夫や子どもに自分の過去を知らせていないというケースもあるというお話ですが、そういう立場に置かれている人たちが多いと思うんですよね。しかし、私たちは勇気を奮い起こして、同時に、こういうひどいことが行われたということによる、国に対するきちんとした償いを求めるべきじゃないかと。今、一つのケースで、栗生楽泉園にいた未感染児童の一人が訴えたところ、補償法に該当するようにと、補償法に基づく補償を要求したところ、厚生労働省のほうからはねられています。しかし、私たちはあきらめたわけではありません。

今、栗生楽泉園のほうの保育所にいた人たちと何とか連絡をとりたいというふうに思っていますが、皆さんのお考えで、補償法があると、ちゃんとした償いをしてもらう必要があると。それは金額的にはその犠牲に比するほどの金額ではない。最高 1,4 0 0 万円というぐらいのものですが、しかし、私は、補償を受ける勇気、そういうものを持ってもらいたいなと。皆さんのお考えで、いまだにつき合っている中で、そういうことをお話ししたら、そういう償いを受けたいというふうに思う人が何人かいるかどうか、そういう手ごたえが感じられるかどうか、お話しいただければと思いますが、いかがでしょう。

【木村】 実は、数年前ですけれども、神戸大震災がございましたね。そのときに私、パッと一番に思ったのが、灘区に一人子どもがおったんです。これはと思って、すぐ、私の妹が大阪におりましたので、住所も電話もわかっておりましたから、この子の消息を確かめてほしいと妹に頼んだんです。そしたら、どうもネットにそれも入ってこないし、連絡がとれないという返事が大阪から来まして、どうしたものかと思っておりましたら、1週間過ぎてから、とれたという電話がありました。そして、私のほうに子ども本人から連絡がありましたので、もう建物も崩壊してしまっていますし、生活も市のほうのあれに身を寄せているというような連絡が入りました。

それで、私は、微々たるあれですけれども、こんなこんなして何か必要なものがあれば送ってあげたいし、たくさんはできないけど金銭的にも送ってあげたいけれども、どうと聞きましたら、実は、奥さんになった人には全然明かしていませんから、お姉さん、それはいいですと断ってきたんです。じゃあ、年賀状を交換しているのは、お姉さんの名前は何て説明しているのと聞きましたら、当時、黒髪校は問題がありましたけれども、桜井の中学は何の問題もなかったんです。それで、桜井の中学の先生とお嫁さんには言っているそうです。それだけわかっているんだったら、その先生に成りかわって何かしてあげたいんだけれども、それはいいと言ったら、それだったら受けますと、大丈夫ですと言ったんです。そんなやり取りが数年前にありました。

それからは、もちろん年賀状の交換もしていますけれども、らい予防法が廃止されまして、私も隣におります森さんも一緒に、もう1人別府に保母さんがいるんですけど、ここら辺で当時の子どもたち全員集合と声をかけたいねと言うんですよ。でも、そういうふう

に自分の身元を秘めている子どもたちが多いものですから、まだそこまでは私たちも勇気がわいてきません。いつかそんな日が来ればと思ってはおります。

【谺委員】 ぜひそういうことで、お力をかしていただけることがあれば、当然の要求ですから、私は、そういう償いを国にさせたほうがいいと、させるべきだというふうに思っていますので、その際にはお力添えをお願いします。ありがとうございました。

【金平座長】 ありがとうございました。

ほかにございますか。では、お願いします。

【内田副座長】 ありがとうございました。

先ほどのご説明の中に、恵楓園長が法務局に申し立てをされたというのが黒髪小学校事件の端緒だというご説明をいただいたんですが、少し教えていただきたいのは、園長が差別だということで法務局へ申し立てたということの意味なんです。未感染児童という形で、こういう附属施設をおつくりになっておられる。そうすると、未感染というような形でしますと、社会から言えば、非常におかしいんですけれども、差別・偏見というような見方が出てくる。見方が出てきたときに、それはおかしいという形で園長が申し立てるというのは、どうも何か矛盾しているというか、その関係がよくわからないんです。

こういう申し立てをされたというのは、園長がご自身のご判断でされたのか、あるいは、どこかからしたらどうですかというような形でされたのか。もしご自分のご判断でされたとすれば、どういうご判断でされたのか。別のところから園長にこういうことをしたらどうですかというような、そういうことがあったとすれば、どういうところかという、そういうことについて何か、ご事情とか……、つまり、園長が申し立てることによっていろんな波紋が起こるということは多分想像されていたと思うんですが、そういう波紋の行きつく先について園長はどういうふうに考えておられるのか、何かその辺のことについて、ご事情をご存じだったらお教えいただければありがたいと思います。

【木村】 たしか宮崎園長のご判断だったと思います。それは、未感染児童とは別に、 人権擁護週間の一環として、子どもたちの人権を回復させたいという宮崎園長の申し出が 法務省にあったんだと思います。私たちはそれ以上詳しくは聞いておりません。

【内田副座長】 重ねて恐縮なんですけれども、人権擁護ということ自体がよくわからないんですけれども、そのことが非常に大きな波紋を引き起こすということは、多分、園長自身がよくご存じだったと思うんです。その波紋を引き起こしたときに、反対派の人たちに対して、それを説得するとか、おかしいんだということを園長自身がやる気があってといいますか、おやりになるという覚悟でそういうことを申し立てられたのか、ただ申し立てられただけなのか、という言い方をして失礼なんですけれども、その辺のことはいかが……。

【森】 私が聞いた覚えによりますと、龍田寮が市内のリデル・ライトの回春病院の跡に移ります前、恵楓園のほうに附属していたんです。それが回春病院の跡に移動するときから、黒髪小学校に通学させてほしいという希望は宮崎園長は出してあったらしゅうござ

います。それで、しばらくまだ許可がとれなくてそのまま放置されておったのを、ある日、 人権擁護週間の張り紙か何かをごらんになって、あっと思い出されて、ご自分でそういう 申し立てをされたというようなことはちょっとお聞きしたことがあります。

【金平座長】 宮田委員、どうぞ。

【宮田委員】 長くなって恐縮です。

メディアのことで、あそこに展示されている資料の中で、黒髪校事件の新聞の記事がかなりたくさん、2分冊ぐらいあるんですけど、それを先ほどちょっと見ていたんですけれども、比較的というか、かなり圧倒的にPTAの側に批判的で、登校拒否をするようなことはおかしいと、黒髪校にきちんと子どもたちを受け入れるべきだという記事が圧倒的に多いんです。地元ではPTAの反対が非常に強かったかもしれないんですが、メディア、あるいは、もう少し外側の世論といいますか、それはかなり子どもたちを学校に通えるようにすべきだという意見が強かったように思うんですが、それについては龍田寮の方たちには伝わっていたのかということと、それが何からの力になったのか、あるいは、あまり関係なかったのか、その辺のところの感じをお聞かせいただければありがたいのですが。

【森】 それはあまり関係なかったと思います。

【宮田委員】 取材に来たりとか、そういうことはあったんですか。

【森】 取材は一切現場では受けないということになっておりましたので。

【宮田委員】 記事は読んだりはしている......。

【森】 はい、それはもう、読んでおりました。

【宮田委員】 そのときに、メディアの扱いということについては、どんな印象を持たれましたか。

【木村】 反対運動と一緒に賛成者の運動もありましたから、だから、賛成者の方の集会も熊本市民会館とか、いろんなところで催し物がありました。そのときには恵楓園から、恵楓園の立場として園長はじめ皆さん出席されて、相当 P R はなさったとニュースでは聞いております。

【宮田委員】 ただ、あまり影響はなかったと。

【木村】 もう一つ言えることは、28年6月に熊本で大水害が起こりました。そのとき龍田寮だけが安全で、高いところにあるものですから、あまり被害もなかったんです。かねては龍田寮をそういうふうに非難しながら反対した人たちでも、そういう恩恵にあずかるときは、水をください、洗濯物をさせてくださいというふうな、近所の村の方々がその当時水害を通して出入りするような形もありました。

【井上委員】 井上ですが、伺っていて、あるいはいろいろ資料を見、きのうからの話も伺っていて、どうもPTAの反対する人たちの声が腑に落ちないというか、表向きの話、ハンセン病についての心配とか、そういうことで言っていますけど、それ以外に何かあるんじゃないかというようなことで言いますと、何か思い当たるようなことをご存じでしたら、ちょっと政治的な動きというような話は聞いているんですけど、いかがでしょうか。

【森】 わかりませんね。

【木村】 PTAの会長がドクターでしたから、その辺の認識は皆さん頭ではわかっていらしたと思いますけれども、そこに根深い差別があったんでしょう。偏見があったんじゃないかと思います。らい菌は弱いから感染はしないということは、皆さん多少認識はあったと思います。それでも、それを受け入れられないというのは、偏見なんでしょうね。それが根深く残っていたことだろうと思います。今思いますと、やっぱりそういうようなふうに思います。

【金平座長】 それでは、まだあるかもしれませんけれども、お2人、森さん、木村さん、貴重なお話、ありがとうございました。(拍手)

それでは、4番目に、大変お待たせいたしましたけれども、杉野芳武さん、お願いいた します。

【杉野】 皆さん、こんにちは。杉野でございます。カメラマンの方、どういうアングルで撮っても結構ですけれども、アップには耐えられませんので、その辺のところをよろしくお願いしておきます。

これから宿泊拒否事件について述べるわけでございますけれども、この件の経緯あるいは経過といいますか、それから、これに対する自治会の対応等、詳しくお手元の資料等に出ていると思いますので、それで十分じゃないかと思いますし、また、昨日の討論の中でも随分深まったように思います。そういうことで、私がこれから述べますのは、側面と言えば大げさになりますけれども、この件に対する私個人の思いというようなものを述べて、務めを果たしたいというふうに思います。

それと、昨日の話の中で、里帰り事業というのを啓発の一環としてとらえるべきだというような趣旨の話もあったと思いますけれども、この事件が起こってからはそういう話も出てきました。しかし、それ以前においては、私の場合も毎年参加しておりますけれども、決してそういう観念というのはありませんでした。したがいまして、里帰りも啓発であるべきだというようなことは、恐らくこの事件の後追い的につけられたものだろうと私は思っております。

そういうことを申し上げまして、「人間はだれでも幸せになる権利があります。私たちは、自分自身も幸せになり、自分以外の人たちもともどもに幸せになっていただきたいと考えています。」これはアイスターという株式会社の経営理念の一節ですけれども、この考え方自体については異論はなかろうかと思いますけれども、ただ、言うはやすく行うはかたしといいますけれども、これが現実問題となりますと、なかなかそうはいかないというのがあるいは世の中なのでしょうか。

そういうことを前置きとしまして、今回の宿泊拒否事件でございますけれども、ある作家をしてハンセン病差別史の中でも特筆すべき事件であると言わしめたほどではありましたけれども、正直なところ、当初は、これほどまでにも長い月日と大きなエネルギーを費やすような社会問題に発展しようなどとは、いささか自虐的ではありますけれども、人権

感覚の貧しい私としては思いもしませんでした。

といいましても、それには私なりの理由もあるわけでございまして、1つには、私のように63年余りもハンセン病療養所の暮らしをしておりますというと、娑婆の人たちから差別をされるとか拒否をされるというのは別に珍しいことではないわけでございまして、例えば、今回の温泉問題のように、温泉場とか、あるいは遊技場、ショッピング、乗り物、そして食堂等々、まさに日常茶飯事のように聞かされてきたことです。そういう面ではあるいは鈍感になっているというか、処し方も上手になっておりますし、打たれ強くといいましょうか、そういうことにもなっておるかと思います。しかし、それらはいつの場合も、旧予防法のもとでは抗するすべもないまま私たちの泣き寝入りという経過をたどってきております。

そして、2つには、これは機会のあるたびに言っておることですけれども、今、私たちの周りにはたくさんの人たちが、ハンセン病のこと、そして、それの社会的に置かれてきた長い歴史、そしてまた高齢化著しい療養所の将来のありようなども含めて、理解し考えてくれるたくさんの人がおります。そしてまた、私たち入所者自治会としましても、昨年あるいは一昨年だけでも二万四、五千名の方をお迎えし、あるいは自治会業務の合間を縫って出かけていくなどしながら、交流の場を持ってきております。そしてまた、いわゆる国賠訴訟にかかわった人たちなど、それぞれの立場で活動されておる方の分まで含めますと、恵楓園だけでも優に3万名以上の方と何らかのかかわりを持ってきております。そして、それらの人の中には、そうしたことを契機として、たびたび恵楓園に足を運んでくれるようになった人もおります。

もちろんそれは1億2,000万余という日本の人口から見ますというと、ほんとうに 微々たる数ではあります。しかしながら、いずれにしましても、こうした現象というのは 私たちの長い患者運動の歴史の中においても初めての出来事でございます。それだけにまた、私たちとしても、これだけのことをしておるんだから世の中の理解は深まっておるは ずという、ある種自負のようなものがあったことも事実です。

しかし、全くたわいもなかったんでしょう。そうしたたわいもない自負などというのは、ある日のこと、まさに砂上楼閣のごとくついえ去ることになります。その後の経過につきましては、例えば、新聞などでは二百数十回余りも取り上げられております。その他、テレビ、ラジオ、週刊誌、そして、初めに言いましたように、お手元の資料等でご理解いただけるというふうに思いますので省略いたしますけれども、いずれにしましても、私たちは、宿泊拒否をされたということに対して、もちろん抗議をするということもさることながら、それよりも何よりも何とか理解していただきたい、その一心で、自治会役員の一人として私も当該ホテルのほうに出向いたわけです。しかしながら、会社の方針としてハンセン病はお断りですと、あるいはまた、ほかのお客に迷惑がかかるなど、まことに確信に満ちたその言葉と態度に遭って、何をか言わんやということで、いささかの無力感も感じながら、次の策を講じるべくホテルを後にしたわけでございます。

昔の人はよく言っております。よいことを言っております。けんかをするときは必ず相手の逃げ場をつくっておけ、それがけんか上手だと。そういうことで、今回のことについて言うなら、正直といえば確かに正直だったと思いますけれども、ハンセン病患者は会社の方針としてお断りするとか、まるで棒で鼻をくくったといいますか、とりつく島もないような言い方をされますというと、どうしても結果として、目には目あるいは歯には歯ということに発展せざるを得なくなるのではないでしょうか。

ましてや、それまで私たちを拘束しておりました予防法は8年も前に廃止になっていることなど知っておるわけでございましたし、そういうことであればなおのこと、例えば、今回は時間的に無理だとしても今後勉強してでも皆さん方の意に沿うように考えたいというふうな答えでもあれば、今回の事件というのもあるいはもっと変わったものになっとったんじゃなかろうかというふうに私は思います。

しかし、いずれにしましても、話し合いの過程において、温泉組合からの除名も言われておる、それも甘んじて受けます、謝罪するという言葉も今さら使いたくないというふうなことを断言しておったにもかかわらず、熊本県の素早い対応によってホテル名が公表されるや、一転して謝罪に来たいということになったわけでございます。もちろん私たちは当初から事を構えるというのは本意ではございませんので、いや応もなくこれをお受けするつもりでお待ちしておりました。会長など、そのときの言葉も準備しておったわけでございます。そして、それはアイスター本社の方針ということで宿泊拒否をしたわけですから、当然、西山栄一という社長名での謝罪であろうと思っておりました。

しかし、当日のホテル総支配人の言葉には、社長名も本社のことも一切ないまま、ただ自分の理解不足でご迷惑をおかけしましたの一点張りであったわけです。俗にとかげの尻尾切りという言葉があります。悪いやつは後ろのほうに隠れていて、すべてを出先の小物のせいにしてしまう。日本でよく使われることのようですけれども、これほど責任の所在をあいまいにする話はありません。せっかく謝罪をするというのであれば、何よりも誠意というものが感じられなければならないと思います。もちろんこの場合の謝罪というのは、アイスター社の西山栄一社長のお出ましか、少なくとも社長名での謝罪であろうかというふうに思うわけです。しかしながら、肝心かなめのそれがないということで、私たちはあえて謝罪を拒否することになりました。

そして、この模様がテレビで実況放送されました。そして、新聞等で報じられるに及んで、あるいは、その報じられ方にしましても一方的な面のインパクトがあまりに強かったということとも相まって、翌日から自治会の電話はその対応を非難する言葉を中心に誹謗中傷で鳴りっ放しになり、同時に、はがきや手紙の束は瞬く間に広い机の上を占めることになります。そして、そこでは、宿泊を拒否されたという被害者の立場のはずが、いつの間にか、ホテルをつぶすのか、あるいは、またしても賠償金でもせしめるつもりかと、まるで加害者の立場になりかわっておったわけです。まさに二重被害そのものになったわけですけれども、しかし、反面では、そうした誹謗中傷を上回る激励の言葉も寄せられてお

ります。ちなみに、昨年11月20日から今年5月25日までですけれども、手紙やはが きのうち、中傷が125件、激励が173件ということで、これにはどれほど勇気づけら れたかわかりません。

あれから半年余りがたちましたけれども、今でもさみだれ的に電話や手紙が来ることがございます。しかし、今、当時のことを振り返ってみますと、初めに言いましたように、こうしたことに鈍感になっているとか、打たれ強くなっていると言いました。しかし、実のところ、宿泊拒否そのものよりも、その後の誹謗中傷の電話や手紙のほうのダメージがさらに大きかったと思います。もしあのとき、啓発研修等で恵楓園とかかわりの深い小中学生たちの寄せ書き、それをはじめとして、たくさんの激励の手紙、はがき、電話、そういったのがなかったら、私たちは恐らく打ちのめされたまま立ち直れなかったかもしれません。

昨今、拉致問題とか、あるいはイラクの人質、こういったことに対して、同胞として、あるいは家族として、ごく当たり前なことを言ったことに対して、政府をはじめとする一部マスコミ等、まるでプロパガンダ的なバッシング、そのためにこういった人たちが大きな心的障害に悩まされているということを聞きますけれども、ほんとうに同じ目に遭った者として、まことに心中察するに余りあるものがあります。ほんとうに悪口雑言といいますか、そうしたことを何度も何度も聞かれますというと、電話のベルが嫌になりますし、受話器をとるのもほんとうに怖くなります。

そういうことで、改めて思い出したくもありませんけれども、参考のためにということで、よくこれも啓発の中で言うことでもございます。今回の宿泊拒否について、誹謗中傷の代表的なこととして言うんですけれども、おまえたちは発病したときから人間でなくなっている、人間でないものに人権はない。温泉に入るより骨壺に入れ。テレビや新聞に出るときは顔にアイロンでもかけてからにしろ。中には字数にして3,640字、原稿用紙9枚分になるわけですけれども、まあ、これだけのことをしたためながら、この人は自分を省みることはなかったんだろうかと、むしろこの人に私は哀れみさえ思えてくるほどです。もちろんその字数をなぞる私自身も、何でこんなことをしておるんだろうという思いに何度も駆られたわけでございます。

それにしましてもいろいろありました。しかし、私は、もしかしたらこれも産みの苦しみかもしれない、あるいは雨降って地固まるということになるかもしれないと思った時期もありました。それは、たとえどさくさ紛れにかわった社長とはいいながら、その肩書を持つ人が恵楓園には4回も来ました。そして、宿泊拒否は間違いでした、今後は社員教育を徹底し、社を挙げて啓発活動に取り組みたいという言葉を引っさげて全国の療養所を回っております。そして、関連会社である旅行代理店の割引利用とか、お節料理の提供まで申し出ました。もちろんこれは丁重にお断りしましたけれども、一方では転んでもただでは起きないという商魂のたくましさは感じました。

しかしながら、先ほども言いますように、急ごしらえの社長とはいいながら、そういう

肩書を持つ人の言葉を了として受け取った時期もあったわけです。もちろんそうした行動の一方では、宿泊拒否の判断は当然であったとか、県の対応に責任があるといった行動を繰り返しているわけですから、私どもはその真意を大いにはかりかねながらということであったのは言うまでもありません。しかし、はかりかねておった真意というのは、間もなくわかることになりました。ハンセン病回復者に対する最大かつ最善の謝罪ということでのアイレディース宮殿黒川温泉ホテルの突然の廃業宣言がそれではなかろうかと思います。

私たちは、このアイレディース宮殿黒川温泉をはじめ、今や全国ブランドにさえなっております黒川温泉郷の発展をこそ願うことはあっても、廃業などということは思ってもみませんことでした。まさに謝罪という言葉がつけば何をしてもいいと。私たち入所者に対するこれほどの侮辱あるいは嫌がらせはありませんし、これほどホテル従業員をないがしるにした無謀な行動というのはなかろうかというふうに思います。

それにしましても、今回の宿泊事件で思わされたことの一つに、言い古された言葉ではありますけれども、やはり啓発不足ということは言わざるを得ません。もちろん同じ言葉はアイスター本社も使いますけれども、宿泊拒否をした側が使うのはいかにも責任転嫁のにおいプンプンですけれども、しかし、そうした言葉じりをとられても仕方のない一面もあるのではないでしょうか。

啓発ということを言うときには、私はこれもいつも言っております。国を挙げて行われた無らい県運動、どうしてもこれに触れざるを得ないということになります。このことについては3年前の熊本判決が厳しく断罪しておるところですけれども、検証委員の皆さん方は既にご存じだというふうに思いますので省略しますが、そういう歴史を思うとき、そして予防法が廃止され、過去の諸政策が断罪された以後、判決に基づく基本合意書、とりわけハンセン病に対する偏見・差別の解消、あるいは名誉回復の取り組みというものが、果たして無らい県運動に匹敵するようになされておるでしょうか。せっかくつくられた啓発パンフは1枚残らず配られておるんでしょうか。

このことについては、ホテルの突然の廃業に戸惑い憤る従業員組合の代表も言っておりました。自分たちは恵楓園の人たちをお客さんとして迎える準備をしていた。ところが、従業員には何の話もないまま宿泊拒否ということになった。従業員としては会社の言うことに従わざるを得なかったけれども、もしそのときハンセン病について幾らかの知識でもあったとしたら、ホテルに抗議することもあるいはできたはずというふうに残念がっておりました。

熊本県が宿泊事件の前にとったアンケートによりますと、ハンセン病に対して偏見・差別が残っているという答えが半数ありましたけれども、去る3月のそれでは70%よりも上っております。熊本県の啓発活動というのは、もちろんその予算措置の面においても、そして何よりも県のトップをはじめとする関係部署の積極的な働きによって、どこよりも先んじているものと私は思います。そしてまた、先ほども言いましたが、熊本は画期的な国賠訴訟判決が下されたところでもあります。その熊本においてさえこの事件であります。

繰り返しますけれども、啓発というのは、それこそ無らい県運動のように山間僻地のほんとうに末端の一人一人に行き渡るように、量とともに質の面での徹底が必要なのではないでしょうか。啓発にはこれといった特効薬はありませんけれども、そういうことでは特にマスコミ界にお願いしたいわけですが、何か事があるときだけ蜜に集まるアリのように集まってオーバーヒートするだけでなくて、常日ごろ啓発に資するようなページをぜひつくってほしいと。ここにおいでの方は皆さん方記者さんでございますので、これはデスクあるいはもっとトップのほうにお願いすることになるかと思いますけれども、ぜひそのようにひとつ帰ったら提言していただきたいということをお願いしておきます。

実は、宿泊事件の報道合戦で私たち自治会事務所はまるでどこかの記者クラブのようになりました。私たちはそのさまを事務所の隅のほうで横目に見ながら、ほんとうにささやき合いました。そのささやき合った言葉というのは、予防法廃止、そして国賠訴訟という経過をたどって、ハンセン病問題はすべて終わったような感だったからなというふうにささやき合ったものでした。

以上です。ありがとうございました。(拍手)

【金平座長】 どうもありがとうございました。

昨日もこの問題は出ておりましたけれども、また、今、杉野さんのお話を通して、この 事件が起こってからの園の軌跡というか、杉野さん自身の心の軌跡、そういうふうなもの にも触れていただきまして、大変ありがたかったと思います。少し質問を受けていただき たいと思います。よろしくお願いします。

宇佐美委員、どうぞ。

【宇佐美委員】 杉野さん、ご苦労さまでございます。

今度の問題について、私も岡山のほうにおって、十分に内容について把握せずに、皆さんの被害のことを聞いて、先ほどもありましたように、人間でないのが人間らしいことを言うなというようなことは一番私はくっときたんですが、ほんとうに患者は、ハンセン病という病気になり、そして体を壊した者は人間でないという論理で、それで当たり前だというようなことについて、ほんとうに情けない思いをするとともに、今までの自分たちのやったことは何だったかという杉野さんの自己批判を含めて、この問題について、第三者で、ほんとうに失礼なことになるかと思いますけれども、若干ご質問させていただきたいと思います。

ハンセン病に対する啓蒙ということで、この前の由布園長も、私もずっと前に岡山の就 実大学でいろいろと問題があったときにも、委員であった藤野さんとか、今の弁護士の神 谷さんたちとともに大分言うたことがあるんですけれども、私もあまり由布園長にぼろく そに言うて、恵楓園の療友からまた恨まれるんじゃないかと思って途中で退席したことも あるんですが、非常に前の園長は啓蒙、啓蒙で私は忙しかったんだということは言われた んですが、今度のアイスター問題について、園長としてどのようなことをされたんですか ね。 【杉野】 初めのうちは入所者もずっと一緒に同席して啓発活動をやっておったんです。 ところが、ご承知のように、ああいうぐあいにちょっとおかしくなったといいますか、い ろいろ批判されるようになったのは、裁判問題からですよ。だから、それ以前は、一緒に 行った人たちの言によれば、別に問題はなかったというふうなことでした。

【宇佐美委員】 今のアイスターの問題については、園長は先頭に立ってアイスターに対して話に行くとか、そういうことはあったんですか。

【杉野】 これがなかったから私たちは一番残念で、何はさておいて園長が一番先に行ってくれたら世の中の見方ももう少し変わったんじゃなかろうかなと、誹謗中傷の面にもあるいはかなりの好影響があったんじゃなかろうかと、非常に残念に思っております。

【宇佐美委員】 今でも、岡山においても、最近も苫田温泉で視力障害者と障害者の集会に対して断ったとか、長島においても、いろいろの差別の問題については全然完全に問題は解消していませんけれども、園長が先頭に立ってやるというようなことをしなければ、自治会も大事です、また自治会の中の有志の方が講演に歩いたり、いろいろと話し合ったり、触れ合いをされることも大事ですけれども、園長はハンセン病の患者、特に障害者に対して、社会の差別・偏見に対して実践のために闘うという姿勢が……。

私の例を言いますと、昭和47年に、長島から真言宗の方が車2台で、光明園と愛生園で高野山に参るときがあって、なかなか宿泊をさせてもらえないときに、南院という、障害者の住職がおられたところですけれども、泊めてもらうことになったんです。そうすると、住職たちとか坊さんたちは、ハンセン病が来たら後で食器はどうする、それから畳はどうする、ふとんは貸しふとん屋だから黙って返せばいいけれども、どうするかということで、患者が来るまで四苦八苦しとったんです。

そこへ2代目の高島園長が庶務課長を連れていって、きょうは60人も光明園と愛生園で来るから、皆さんに対してほんとうにお世話になりますと言って、まず最初に頭を下げて、それでもそのときだけだったですけれども、男の浴室に、当時は高野槙の浴室で大事なものだから、これを壊さなければならないといって、住職がともに入ると言ったんですが、スタンドプレーでも、彼はふろの中に入って、男の患者に対して、全部並べて、背中を全部流したんですよ。並ばせて背中を流すという。そしたら、一遍に南院の態度が変わって、それからずっと今まで毎年のように宿泊をさせてもらっとるんです。これが一つ。

それから、岡山県の両備バスですけれども、これも患者の代表に対して、全然バスの団体として取り扱わないということで拒否されました。昭和48年です。そのときも園長が、県会議員や自治会の代表とともに、率先してこの問題に当たりました。そうすると、両備の松田社長は、私も、先生は慶応大学の先輩だから、今後はこのようなことはいたしません、皆さん、どうか乗ってくださいと言って社長が出てきて、園長との間に話がついて、10万円の慰問金をもらって、それで解決したんですけれども、完全じゃないですけれども、園長というものは、それほどまで率先して啓蒙のためにやってもらわなければ、少しも変わりません。

そういう面で彼は一生懸命になって、岡山県のロータリークラブで、患者の病気は障害があっても菌は出ないし、また、菌が出たからといってうつるものじゃないから、デパートであろうが、あるいは電気製品でも拒否されましたけれども、電気製品でも売ったってくれ、デパートの食堂でも患者が来たら快く食べさせたってくれと言って、ロータリークラブとか商工会なんかでも話をしておりました。こういうようなことを最近の由布園長はやっておられたかどうか、これが一つ私は疑問に思うんですが、どうでしょうか。

【杉野】 私は直接聞いたことがないからわかりませんけれども、先ほども言いましたように、初めのうち、少なくとも裁判が始まる前に一緒に行きよった入所者の人たちは、あんときゃよかったがなというふうに言っておりましたので、それを信じざるを得ませんけれども、ひとつトップが大切だと言われました。確かにそう思います。

うちの宮崎園長、いろいろ問題はございましたけれども、たしか昭和22年だったのか、 熊本NHKが恵楓園の様子を、今の実況というか、当時は、テープなんかありませんが、 街頭録音みたいにして来たことがあったんです。そのときにNHKがあちこち探訪してま いりました。名前も忘れません。あのときのアナウンサーは野村アナウンサーという人で、 後で東京のほうに行ってかなり中心的なアナウンサーになった人だったと思いますけれど も、なにさま小学校の教室を探訪して回るときだったんですが、寒いときでオーバーを着 とったんですが、オーバーが机なんかにさわるとばこうやってよけていくんですよね。

私はそれを後ろからついて見とったけど、そのさまを見た当時の宮崎園長が、予定を変更して、そこで、そぎゃんうつるもんじゃなかてすぐ言いましたよ。それは録音の中で言いました。そこで園長の発言はなかったようですけれども、あまりにもその様子が、なにさま机に肌着がさわらんごと、オーバーがさわらんごとしてからげて歩くもので、さすがに見かねたと思います。そういうことで、気づいたのかどうか知りません。その後そのアナウンサーがハンセン病に対してどういう対応するようになったかは知りませんけれども、そういう一面もありました。

おかげで、今度、恵楓園も立派な新任の園長、副園長ができましたので、私たちはほん とうに大いに期待しております。そういうことです。

【宇佐美委員】 もう一つの問題は、差別・偏見、部落解放問題についても、明治5年から百何年たってもなかなか完全に解消されていないので、ハンセン病に対する差別・偏見は非常に残っておりますけれども、ひとつこれからも、例えば、今のふろの問題で言いますと、和歌山県の西担当官は、白浜温泉とか、ああいうのが拒否したときに、里帰りの人間を自分の家でふろに入れとるんですよね。そして、患者に対して、自分の家でふろに入れて、そして自分の家で泊めとるわけなんです、最初のころ。そういうようなことをして少しでも関係者の人がハンセン病に対して連帯の意識を持ってもらうように、これから私たちも今度の問題で、きのうも『あつい壁』を見せていただきましたけれども、40年たってもまだ我々の周辺を取り巻くところは冷たいなという思いを実感しておりますので、今後、我々も、私自身の反省ですけれども、これからまた新しい形で力を加えて、力をた

めて、努力して、差別・偏見のために頑張っていきたいと思いますので、杉野さんはじめ 皆さんの今後の健闘を祈って、質問を終わります。

【杉野】 私たちも専門外になりますから、私なんかから言いますと、ハンセン病はそぎゃん簡単にうつるもんじゃないよとか、簡単に発病するもんじゃないよということを言いますけれども、これは当然科学的に証明されたことだと思います。しかし、私たちが言うと、いま一つ迫力がなかですね。自分のよかごつしか言わんとしかとれません。そこ辺で非常に苦慮するわけです。私なんかも、治療薬を飲んでおりませんけれども、いくら病気が治っとるんよて言うたっちゃ、やっぱりこうした後遺症を見れば、あぎゃん言わすばってんということになります。そこ辺では非常に苦慮しておるわけです。そういうところがお医者さんの出番だろうというふうに思っております。よろしくお願いします。(拍手)

【金平座長】 ちょっと拍手が出たところで、お医者さんのほうから……。

【和泉委員】 お医者さんが説得すると、よく病気がわかって偏見がなくなるかというと、私は違うと思っています。きょうのお話は非常におもしろかったんですけれども、最初のところで、自分が幸せになる、それから皆さんも幸せになってほしいというアイスターの理念の話をされました。私自身は、それを聞いたときに、これは根本的に間違っていると思いました。

最近の脳科学の研究によりますと、人間の前頭前野という、いかにも一番人間らしいところが発達している人というのは、他人が幸せになることによって自分が幸せになるという、そういう考え方を持てる人になるというんですね。ですから、今までの日本人に対する、日本国民に対する教育の中で、前頭前野の訓練というのをやらなかったから、日本人はひょっとしたら、私も幸せ、あなたも幸せというふうな形で、両者が矛盾したときには自分の幸せを優先させると、他人が不幸になっても私は幸せになれるという概念を持ったのではないかというふうな感じがします。ですから、基本的なところは、他人の幸せが自分の幸せになるというふうに考えなければいけないんだと思うんです。そういう心を持つ人に日本国民がなってくれたら、差別や偏見の問題というのは、その面からはかなり解消するかもしれない。

それと、もう一つ、この問題を考える上で非常に重要なことは何かといいますと、患者さんたち、ハンセン病あるいは障害者の人というのはかわいそうだから、それに同情することによって、ある意味で障害を持っていない人たちが優位に立って、そして、その哀れな人たちに対して哀れみを施すことによって自分のある意味での優越感を満足させる、そういう形での理解者というのが結構いまして、逆に言うと、その立場が平等になったり、あるいは、ハンセン病の人たちのほうが優位に立ったりして、人権を要求したりすると、何だという話になるんですね。

こういう考え方はいけないという批判はあると思うんですけど、私自身は、よくそういう話で人と話をするときに言うのは、あなた自身がいつ障害者になるかもしれないし、少なくとも高齢になればみんな人のお世話になるような弱者になっていく。これは紛れもな

い事実ですから、弱者に対して温かい社会をつくるということは自分自身のためにもなる。 そういうことでない社会というのは、絶対にいずれは自分のところに返ってくるんだとい う、人に対して何かをしてあげるという考えじゃなくて、そういう社会をつくらなければ 自分自身が幸せな世界というのは来ないんだというふうに考えれば、弱者に対する思いと いうのも、結局、自分自身に対する思いと矛盾することはない。そんなふうに思っていま す。

それから、もう一つ、今度みたいな事件が起きると、啓発活動というのは何だったんだるうなというふうに恐らく考えますし、私自身もそう思うんですが、ハンセン病に対する啓発活動だけやっておればハンセン病に対する啓発になるかというと、私自身はそうはならないと思っています。これは、繰り返し繰り返し言えば、繰り返し繰り返し違う意見が出てくるので、先ほど2番目に言ったこととも関係があるんですけれども、病人あるいは障害者と共存していく社会しか我々の幸せな社会はないんだということで、あらゆる病気に対する差別や偏見、特に感染症ないしは遺伝病に対する差別や偏見のないような考え方、そういう理念の社会ができれば、ハンセン病なんていうのは、うつろうとうつるまいと関係なく受け入れられていくという社会になると思うんです。そういう意味での啓発活動が足りないのではないか。

ここから先になると、かなり私の独善的な意見になるかもしれませんけど、ハンセン病の人を差別してはいけないのは、うつりにくいからでもなければ、治る病気であるからでもないし、遺伝的なものがないからでもないんですね。仮にそういうものがあったとしても、やはり病人を差別するということはしてはいけないわけです。そういう社会というのは決して健康者にとっても幸せな社会ではないわけです。そういう点で、現在の啓発活動というのは、私は基本的に、少なくとも戦後行われた啓発活動というのは基本的な理念において間違っていたと思います。

ですから、私自身は、それ以前の問題で、ハンセン病がほかの病気と同じだという主張をしなさいということはずっと言っていまして、決して遺伝をしないということを強調するばかりではない。そういうことでは決して遺伝病の人も幸せにならないし、ほかの人も幸せにならない。感染者の人も同じです。ですから、そういうことを考えれば、事実を正しく伝えるということは非常に重要ですけれども、その基本理念において、ハンセン病の啓発活動というのは、ほかの病気の人に対しても温かい配慮を持つということが必要ではないかと思っています。

これから先はちょっと余談になります。私はずっとインドネシアでイスラム教徒の人の家で暮らしていまして、イスラムの理念というのはかなり学んでいるんです。彼らは、神のもとにおいて人間は平等だから、お互いに愛さなくてはいけないというのが基本理念にありまして、自分より貧しい人に対して、自分が食事をとらなくても、慈善を施すことによって神の意思に沿えて、いずれ天国に行くという、そういう考え方ですけれども、この

辺のところでは、基本的に平和であり憎しみを持たないというふうな理念がイスラムの理 念のようです。

そういう宗教的なものを日本で普及したらいいという考え方は私自身にはないんですけれども、何が言いたいかというと、ハンセン病がハンセン病のことだけを考えた啓発活動ではだめだということです。基本的な考え方が変わらない限りいつまでたっても同じであるということです。私の今住んでいるところは、インドネシアの中でも最もハンセン病に対する対策が正しくいっているところです。完全にほかの病気と一緒にハンセン病を治療していますし、そういうところですら、長年仕事をしていますと、非常なハンセン病患者に対する差別や偏見というのはまだまだ残っているんです。そういう意味では、完全に解消するのは大変だなというのはよくわかるんですけれども、社会全体の理念を変えていくという、そういう運動につながっていかなければいけないんじゃないかという気がします。以上です。

【杉野】 ありがとうございました。全くそのとおりで、私たちも、いつも啓発活動の締めくくりといいますか、最後には必ず、これは自分たちだけのことじゃないと、今言われますような社会的な弱者といいますか、障害者の方はたくさんいます。熊本で言いますと、水俣病がございます。それから、原爆被災者、あるいは二世、三世の人たちだって、いろんな差別がございます。そういうことを含めてひとつハンセン病問題も考えてほしいというふうなことをいつもつけ加えております。

【金平座長】 光石委員、どうぞ。

【光石委員】 光石です。ありがとうございました。

今までのお話、大体県までのことだったんですけれども、私、この事件が起きてから旅館業法についての通達(平成15年11月19日健疾発第1119001号ハンセン病に対する正しい知識の普及)というのを読んで、実はちょっとびっくりした。要するに、「飲食や入浴などの日常生活を通じて感染するものではなく」と書いてあった。日常生活では感染しないという言い方と、昨日見ていたビデオに出てきました、万一があったらどうするというようなことをしきりに言っていましたね。あのこととの間に私は何かつながりがあるように感じるんです。啓発とか、教育とか、啓蒙とか言うんだけれども、もともと医学の世界でそこのところが何かあいまいにされてきて、こういう通達がまだあるのではないか。あの通達というのは、実は人々に対するひそかな差別、偏見を再生産しているのではないか。

この日本というのは、いわゆる無菌グッズが売れるような社会ですから、非常にそういう意味では特異な社会と言ってもいいと思うんです。そういう社会にああいう通達が出るということの意味というのは私は軽くないなと思っているんです。そういうことについて、通達というのはいわば、先ほどの方のお話ですと、これは全く法律とは違う行政の意思表示ですよね。でも、それがコントロールしているわけです。そこにそういうふうな文言があるということが、啓発とか、啓蒙とか、何とかと言う前にもう少し何とかしなければな

らないのではないかというふうに感じるんですが、お考えをお聞かせいただきたいんですが。

【杉野】 不勉強で、今言われた条文といいますか、それを見たことはありませんけれども、確かにそう思います。どっちにでもとられるような考え方というのは確かに、言うなら言葉じりをとられますね。それは県の条例にあるんだったら詳しく......。

【光石委員】 条例ではなくて、日本全国の通達です。

【杉野】 通達ですね。それは全療協本部でも通じてから、ぜひそういった面にメスを 入れてほしいと思います。ありがとうございました。

【金平座長】 谺委員、どうぞ。

【谺委員】 谺です。

園長の責任というか、そういうのが論議されましたけど、同時に国の責任ですよね。この裁判によって国は法的責任を負った。特に啓発活動については法的責任があるわけです。 今までの政策が間違っているということ、憲法違反であるということが明確になったわけですから。だけど、それに対する我々の要求を、法的責任ある立場で受けとめようとしないのが今の政府の態度だと言わざるを得ません。

実際に、名誉回復の問題では、政府の謝罪広告も、2002年、つまり裁判で勝利したその翌年の3月と5月だったと思うんですが、2回謝罪広告が出た。だけど、私があちこちで交流する中で、大変大勢の人の前で話すことがあるんですが、そういうときに、あの謝罪広告を見ましたかというふうに質問すると、ほとんどの人が見たことがないと、見なかったという答えですよ。

政府の謝罪広告がいかにたわいもないものかと。ちゃんとした責任を果たした形で示されていないというふうに思いますし、また、私も全療協と弁護団と一緒に厚生労働省に行って、中学生の副読本というか、パンフレット、これは各教科書会社が出してきたものを選んで、さらに修正を加えて、それで全中学生に発行するというので、それは実現したんですが、これが、私はあちこち行って調べた結果では、教育委員会に積んであるとか、学校には、あるけど配っていないとか、そういう実態がある。つい最近全療協が厚生労働省交渉を行った中で、再び中学生の教科書の副読本の形のものを発行するというふうに言っているが、実際にそれを一人一人の中学生に手渡す努力がなければ、形だけの話なんですよ。

先ほど杉野さんのお話の中に、無らい県運動と同じような形でやらなきゃいかんじゃないかと。無らい県運動というので思い起こすのは、ハンセン病を正しく理解するための週間、これがいまだに貞明皇后の誕生日を中心とした6月25日を中心とした形で行われている。私たち統一交渉団のほうで案として、5月11日、熊本判決の日をそれにかえるべきだというふうに私たちは訴えています。要求しています。しかし、国はなかなか我々の要求を実現しようとしない。これはほんとうに怠っている。サボタージュとしか考えられません。

そういう状況に置かれているわけですが、特に、熊本の現地におられる杉野さんから、統一交渉団のほうで要求しているハンセン病を正しく理解する週間というのを続けるならば、5月11日にすべきであるという方向を明確に打ち出してもらいたいなというふうに思っていますが、いかがでしょうか。

【杉野】 私は会長ではございませんので、会長に提言ということになります。それは 前から話を聞いておりました。確かに一考を要することかなというふうに思っております。

【金平座長】では、井上委員、どうぞ。

【井上委員】 ありがとうございました。井上です。

一つは、黒川事件もそうですし、黒髪小事件もそうなのかもしれません。むしろ熊本だから起きたというふうに思うんです。全国どこでも起きる可能性が確かにあるようなことですよね。でも、むしろ熊本で裁判があり、そして、自治会もこれだけ広く活動され、そういう中で、いわば強くいろいろなアクションを起こされている。それに対する反発という面が非常に強いのではないかと思うんです。イラクの人質事件もそうですが、おとなしく引き下がっていれば、ああいうバッシングはなくて、しかし、言うべきことを言うと、それに対する反発がある。これがいわば日本の国だと。坂本さんの話もありますけど。

そういう意味では、しかし、寝た子を起こす面もありますよね。しかし、それを超えて、その壁を突き破らないといけないのではないかと。皆さんほんとうに大変な思いをされて、思い出したくもないというふうにお思いでしょうが、しかし、なおかつこの壁を超えないとほんとうの意味で偏見と差別はなくならないだろうというふうに思うんです。その辺で言うと、ハンセン病に対する正しい理解を進めると、あるいは、ハンセン病政策について、国のとった政策の間違い、これをはっきりと理解を進める、これが大事だということで、今までも話が出ていますし、谺さんもそう言われました。私は、ぜひこれを伺いたいんですが、この熊本の皆さんの自治会での議論で、啓蒙、啓発ということについてどうお考えかと。

啓発を進めなければならないと皆さん言うんです。しかし、実は、啓蒙とか啓発というふうにこの問題をとらえて、そういうこと自体が問題、つまり、無らい県運動は、政府が国民に対して、あるいは県が県民に対して進めた啓発活動なんです。これは一つ、中身の問題はもちろんあるんですが、むしろ立場の問題として、国家が、国のほうが偉くて、何も知らない国民に教えてやるというのが啓蒙ですね。啓発も似たようなことで、今のように、そういうふうに知識を広めるということでいって、そういう上下関係というか、立場を前提にして推し進めると、新たな無らい県運動になりかねないと私は思うのです。むしる行政は、国と国民の関係で言えば国民が主権者ですから、そういう意味では行政は対等な立場ではなくて、むしろ国民に対して、主権者に対して、正しい理解を広めて、理解していただくという姿勢が大事ではないか。自治体もそうなりますよね。

しかし、それで同じように、自治会の皆さんが、あるいは元患者さん、あるいは回復者 の皆さんがハンセン病やハンセン病政策についての理解を進めるときに、どういう立場で、 どのような姿勢で進めるのかということは、一つ大きな問題ではないかと思うんです。あるいは医師の立場で、あるいは私たちが、マスコミが、その問題をどう進めていくのかについては真剣に考えなければいけない。ただ啓発、ただ啓蒙すればいいみたいな話では、再び過去の状況を再生産していくというふうに強く思うんです。そのあたりでむしろお考えがあったら、聞かせていただきたいということなんですが。

【杉野】 まず、言葉の定義から勉強せないかんかなと思いながら聞いたところです。 そういうことを含めて、啓発活動をするに当たって、どういう方法でするかということに ついての討議なんかは別にしたわけではございませんし、今お聞きしましたことをひとつ 参考に今後ともしていきたいというふうに思います。ありがとうございました。

【金平座長】 何かございますか。宮田委員、どうぞ。

【宮田委員】 マスコミに対する注文もありましたので。

啓発のページをというお話で、それは確かに必要だと思うんですが、井上先生の今おっしゃった話とも関連するんですが、正直言ってマスコミは啓発は嫌いです。啓発のページはつくれるけど、できればそういうのは政府広報の予算をあれして広告でやりたいなというような感じですね。それよりもむしろ、先ほど指摘されたように、何か事があるとオーバーヒートしたように報道が集中する、洪水のように出てくると。ところが、一たんおさまると何もなくなっちゃうと。この状態をどうしたらいいのかということ、これは啓発の見地からではなく報道の見地からマスコミはきちんと考えていく必要があるというふうに思います。

恐らくは新聞記者の立場から言えば、私は窓際でお払い箱寸前ですが、今起きているわくわくするような出来事を伝えたいというのが新聞記者の習性ですから、話題になるようなものに群がっていくというのはある程度仕方がないかもしれない。だけど、それでもいいのかという問題があって、非常に重大だけれども、今はあまりみんなが取り上げない、あるいはクローズアップされていない問題をどのようにしてわくわくするような問題としてフォローしていくことができるかということが記者の一人一人として大きな課題になっていると思うんです。

もう一つ、新聞社とかテレビ局で言えば、一つの問題を継続してフォローして、必要なときに適宜必要な報道をできるような記者が存在していけるように認めてあげるような体制というのをつくっていかないと、例えば、ハンセン病は一生懸命やる、だけど、ほかの問題はやらない、これもやっぱり困るということなので、でも、一人の記者に全部やれといったって無理なので、ハンセン病を一生懸命やる記者がいて、ほかの問題をやる記者もいてと、そういうふうに間口の広い、それぞれの興味を持った記者をたくさん抱えられるようになればいいなと。なかなかそうならないので、じゃあ、そうしろと言われると、そんなにはやりますと自信を持って言えないんですけど、そういう方向を目指していく必要があるのかなというふうに、検証会議の委員をさせていただいてから、今考えています。

【杉野】 ぜひよろしくお願いします。

【金平座長】 神委員、お願いいたします。

【神委員】 検証委員の神です。全療協で仕事をしています。

ただいま熱心なご議論、ご討議が繰り返されていますが、その問いかけ、意見を求める対象者が杉野証言者で、大変気の毒に私は思っています。したがって、今まで黙っていたんですが、本来ならば公開の席で、検証会議の一つのテーマとして、委員相互が熱心な討論をするという必要性を非常に痛感しています。杉野さんとのやり取りではなくて、検証会議あるいは検討会の委員が、非常に難しいテーマではありますが、この問題は絶対避けて通るわけにはいかないというふうに思うし、検証会議に課せられた大きなテーマの一つでもある。

過去、政策として大きな過ちを犯した。それを二度と繰り返してはならない。その後遺症に多くの人たちが苦しみ続けているという観点から、二度とこれを起こさないためにはどうするか、そして、今、広く深く日本の社会に広がっている。ハンセン病だけではなくて新しい差別や偏見が次から次に生まれていく日本の社会が現実ではないかと思うんです。先ほどの坂本さんのご発言、非常に私は全身で重く受けとめて、身動きができないほどの責任も感じているんですが、日本は決して法治国家ではないと、通達の社会なんだ、いみじくも的をついているというふうに私は思うんです。

全療協は毎年春と秋に政府に対して統一行動というのを展開して、啓発の問題についても、きょう担当者が傍聴席にいらっしゃいますけれども、政府の責任において、何とか積極的に、法的責任に基づいてしっかり啓発の問題に取り組めということをやかましく要求し続けております。それに対する政府側の回答の印象ですが、一体何をやればいいんだ、どうすることが一番政府の責任を果たすことになるのかということで、足踏みを続けています。模索の段階から一歩も出ていない、そういう印象を強く受けました。

このたびのアイスター問題が惹起したときに、法務省の人権擁護局長に真っ先に本部は駆けつけて、責任追及と同時に意見を求めに行きましたけれども、国賠訴訟の東京の裁判所の裁判長でありました吉戒さんが人権擁護局長になっていまして、立場上ハンセン病問題に法務省の中でも一番詳しい方の一人だというふうに、私はそういう先入観を持って彼と接触したんですが、私どもの要請に対する回答、あるいは彼の態度というのは極めて消極的で、いかにも人ごとのような対応しか私どもに対してしてくれませんでした。この吉戒さんにしてこれかと非常に失望したんですが、しかし、私どもの立場というのは、それで引き下がるわけにはいきませんから、いろいろ手を変え品を変え国の責任を追及しながら、日本人全員が差別と偏見の問題については取り組んでいるんですが、まだ模索の段階から出ていない。先ほどのご議論を拝聴しても、私はそういう印象を強く受けております。

したがって、杉野さんのご提案にもありましたように、かつて政府の主導のもとに行った無らい県運動に匹敵するような全国的なキャンペーン、別の言い方をいたしますと、47都道府県の津々浦々において、政府の責任で、政府の予算と企画によって、啓発のための運動を繰り返し繰り返しやること以外にないのではないかというふうに思うんです。全

療協の各支部の役員は、外から頻繁に呼びかけを受けて、ありがたいことに市民との接点を設けながら、今のハンセン病問題を積極的に提案し、理解を求める運動を繰り返していますけれども、これは能動的に自分たちの集めた予算で、会費で展開している運動ではないわけです。たまたま外側から要請されて、求められて、それにこたえるという形でしか私どもの運動は展開できないのが実情です。

これではやはり困るので、まず、国が責任を持って、十分な予算を立てて、それによって、政府の責任で繰り返し繰り返し全国規模で展開する以外にないのではないかということで、私どもは中央行動の中で政府に対してやかましく要求いたしました。これを受けて、17年度の予算編成がこれから始まるわけで、どうするかということが厚生労働省の中でさらに検討が進められていくというふうに思うんですが、本部の立場としても、絶えず注目していく必要がある。でなければ、おざなりな啓発に対する取り組みにまた17年度も終わってしまうのではないかという懸念を強く持っています。これをこの場でやかましく言うのではなくて、検証会議の中で十分討議すべき、掘り下げるべきテーマだと思いますので、この場における発言はこの程度におきたいと思います。

終わります。

【金平座長】 ありがとうございました。これは杉野さんのお答えを待つまでもなく、 ご意見としてよろしゅうございますね。さすが神さん、杉野さんにばかり集中砲火を浴び せている、決してそういうつもりではございませんで、伺いたいことがいっぱいあった証 拠だと思ってくださいませ。

今の神さんのあれに対して、最後に何か杉野さんのほうから……。

【杉野】 ぜひ言われるように、検証会議の中においてもしっかり取り組んでほしいということをお願いいたします。

【金平座長】 わかりました。きょうはどうもありがとうございました。(拍手)

【杉野】 どうもありがとうございました。

【金平座長】 大分長くなってしまいましたけれども、もう少しおつき合いください。 あと20分ぐらい、5時半ぐらいで終わりにしたいと思っておりますので、おつき合いくださいませ。

きょうは4人の方の聞き取りをさせていただきました。大変私どもも、検証課題としての大きな課題でございました。そのものがここ熊本を地元としているという関係もあり、それぞれ4人の方がお話しくださいました内容は非常に大きく深く、感動もいただきましたが、そんなことで、どうしても質問が集中してしまいました。

おっしゃるように、ここから先、委員同士が討議していくということが本来の検証会議の役割でございます。ただ、討議するにはあまり時間もないので、大分、今、各委員のほうから、質問を前提にしながら意見も出てきましたけれども、ここは少し言っておこうということでご発言いただく方がございましたら、この後の時間を使って、最後に会議として決めるべきことを決めたいと思いますが。

内田委員、どうぞ。

【内田副座長】 検証会議の立場から考えますと、きょう、いろいろとお話しいただきましたような差別・偏見というものがどういう形で形成されてきたのかということを丹念に検証し、ハンセン病をめぐる差別・偏見の構造というものをきちんと明らかにした上で、その構造にふさわしいような対策というものを、国の主導、そして、それに自治体とか、さまざまな各界が連携するという形でしていくということが非常に重要ではないか。そういう意味で、我々検証会議が差別・偏見の是正に当たって責任を果たさせていただくとすれば、差別・偏見がどうして生まれるのか、どういう構造を持っているのかということをきちんと踏まえて、それに基づいて再発防止ということを考えさせていただくということが必要ではないかというふうに改めて痛感させていただいたということで、持ち帰らせていただきまして、さらに最終年度の検証作業を深めていきたいというふうに思っているのが1点です。

もう一つは、熊本地裁判決の中に出てまいりますけれども、人権とかハンセン病問題を考えるときに、多数の立場、量の民主主義という立場に立ったときに、果たしてハンセン病の方々といった少数者の方たちの利益を擁護できるのかというと、決して擁護できないのである。むしろ多数の立場に立ったときは、多数決原理というのは逆に少数の人たちの人権を侵害するのではないかというふうに熊本地裁は指摘しているところであります。

つまり、こういった問題を考えていくときに、量の民主主義ではなくて、多数決原理ではなくて、質の民主主義といいますか、いくらたくさんの方々が言ったとしても、おかしいことはおかしいのであって、人権というのは絶対に守らなきゃいけないんだとか、科学的におかしいことはおかしいんだ、そういう質の民主主義ということが非常に重要ではないかというふうに思うわけです。差別・偏見の是正に当たっても、量の民主主義で対応するというのではなくて、むしろ逆の結果が出かねないということで、量の民主主義ではない質の民主主義という観点で対応する。

質の民主主義ということを考えたとき、医学とか、さまざまな分野の専門家の役割は非常に重要だろうと。ほんとうに専門家が専門家として、質の民主主義の担い手としての役割を果たしたとすれば、こういう問題は起こらなかったのではないか。逆に、果たさなかったのではないかと。専門家が専門家としての役割をほんとうに果たさなかったので、質の民主主義というのが実現できなかったのではないか。そこを十分に検証していくということも必要ではないかという視角でさらに検証を深めて、検証会議として差別・偏見の問題について何らかの役割を果たさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

【金平座長】 井上委員から。

【井上委員】 今の内田さんからの発言、そのとおりだと思うのですが、質の民主主義、 私も全くそのとおりだと思います。そういう意味で、さっきの啓発、啓蒙ということ、こ れでいいのだろうかということを申し上げたつもりであります。

それから、もう1点は、専門家の役割、これも非常に大きい、その責任も重大であるということ、それもそのとおりなんですが、他方で、専門家でない患者、あるいは職員、素人と言うと怒られますが、その人たちの視点、発言、これが大事だと思うんです。その意味では、民主主義は一つの参加の過程というのを大事にしなければいけない。その人たちの発言。そういう意味で、いわば相互的な意味での発言や参加、専門家としての参加、こういうものをどう組み立てていくか。それが、例えば、再発防止のシステムにとって非常に重要だろうと思います。

【金平座長】 ありがとうございました。

もう少し、ここで一言というのを皆さん、よろしく。

【牧野委員】 光明園の牧野でございます。検証委員をやっております。感想でもいいですか。

我が国のハンセン病の歴史の中で最も重要な療養所の一つである恵楓園で、しかも熊本の地で検証会議ができたことを大変私もうれしく思っております。藤本事件とか、龍田寮事件、リデル・ライト記念館、こういうものを、私もこれまでに何回か来ましたし、恵楓園も訪れさせていただいたんですが、今回いろんなことが再認識できた、そのことを非常にうれしく思っております。最後には、また、宇佐美さんから、園長はどうあるべきか、そこまで教えていただきまして、感謝しております。私も井上委員と同じように、内田先生の言われる質の民主主義の担い手として、私たちは、医師、あるいは専門家としての責任があったのではないか。そういうところを杉野さんがつかれていたのではないかと私は改めて認識いたしました。

私、何回か、リデル・ライト記念館も、それから恵楓園も来させていただきましたが、納骨堂の中を初めて見させていただきました。これはものすごく重いものを感じました。ただ、私たち、宇佐美さんなんかと話をしたんですが、瀬戸内と違う点は、3分の1くらいが帰れている点です。この点はすごく私は感心したというか、思いました。光明園とか愛生園では97~98%納骨堂に納められておりまして、ご家族のもとへ戻れません。将来的にもそれは非常に可能性が薄いんです。ところが、ここは3分の1くらいがもとへ戻れている。この差は何だろうか。このことを強く疑問といいますか、とにかく強く感じております。もしかすると熊本の地は瀬戸内よりも上手に啓発をしているのではないか、そういう気もいたしております。

何はともあれ、非常に重要な恵楓園でこういうことを皆さんと一緒に検証できたことを 大変うれしく思っております。以上です。

【金平座長】 ありがとうございました。

何かございますか。よろしゅうございますか。先生たち、いいですか。

それでは、きょうは大分いろいろと聞き取りの皆様方の貴重なお話を伺いまして、委員からも率直な意見が出てきたと思います。内田先生、井上先生がおっしゃったように、検

証会議としては、これを持ち帰って、歴史の検証だけでなく、決して今後こういうことは 起こさないためにどうするかというところに私どものまとめを持っていかなくてはいけな いということでございますので、重い宿題というか、課題ということを改めて痛感しなが ら、きょうのお話し合いは終わりにしたいと思います。よろしゅうございますか。

そして、残された、あとお手元に1つだけ、検証会議として決めなくてはいけないことがございますが、調査補助者名簿というのがございます。資料として入っております。これにつきまして、井上先生からご説明ください。

【井上委員】 簡単にさせていただきますが、被害実態調査の関係で、調査票の整理、それから、特に自由記述の入力等を手伝っていただいている方たちです。調査補助者という位置づけでしています。何度も申し上げますが、この人たちに財団から委嘱をし、プライバシー等に配慮するという誓約書をいただいています。検証会議で承認という手続になっていますので、よろしくお願いします。

【金平座長】 それでは、ご説明のとおりでございます。これまでも調査補助者のお力をかりながらやっておりますけど、新たにきょうここに出しましたものをご承認いただければと思います。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

【金平座長】 ありがとうございました。

本日は、決めなくてはいけない議題はこれ 1 点でございます。

それでは、本日の日程はこれで終わりにいたします。

既にいろんなお話が出ておりますので、改めて私のほうから申し上げることはございませんけれども、きのう、きょうと、療養所の歴史を最初から刻んでこられた菊池恵楓園、そしてまた、ここで起こったほかの園にない色々な問題、こういうふうなものを改めているいろと検証させていただいたことを非常に感謝したいと思います。改めまして恵楓園の皆様方、今、副園長もお出になってくださっております。園長もおいでになってくださって、どうもありがとうございました。(拍手)それから、自治会の太田会長さん、どうもありがとうございました。(拍手)私どもの検証会議にこういうふうにご協力いただく皆様があって、私どもの作業が進めることをほんとうに感謝いたします。

ありがとうございました。終わりにいたします。(拍手)

あすですが、あすは待労院のほうを午前10時から見学させていただく予定になっておりまして、一部非公開もございますが、ほかの部分については公開となっておりますので、こちらのほうも、ご都合のつく方はご参加いただければというふうに思っております。よるしくお願いいたします。

了